

平成30年6月定例会 防災対策特別委員会(付託)

平成30年7月2日(月)

[委員会の概要]

島田委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

- 「大阪府北部を震源とする地震」に関する徳島県の対応状況について(資料①)
- 海部道路の都市計画(素案)の説明会・縦覧等について(資料②)
- 学校施設のブロック塀等緊急点検について(資料③)

朝日危機管理部長

1点、御報告申し上げます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。去る6月18日に発生しました、大阪府北部を震源とする地震に関する徳島県の対応状況についてでございます。県におきましては、地震発生後、速やかに情報収集体制を整え、県内の被害状況等の情報収集を開始をいたしました。

1、県内の被害状況といたしましては、人的被害は軽傷者1名で、住家被害は報告されておられません。

続きまして、2、大阪府への人的支援を御覧ください。今回の地震では、大阪府で震度6弱が観測され、死者4名を含む人的被害や住家についても、甚大な被害が発生をいたしております。そこで本県では、直ちに支援体制を整え、これまでに情報収集のための県職員災害応援隊を8名、被災建築物の応急危険度判定士を8名、罹災証明に必要な調査を行う家屋被害認定支援職員を6名の延べ22名の県職員等を派遣いたしたところであり、

次に、3、ブロック塀等に対する取組についてであります。今回の地震では、ブロック塀の倒壊により、通学児童の尊い命が奪われるという、痛ましい事故が発生いたしました。このため、県におきましては、ブロック塀等の点検をはじめ、家具類の転落防止対策など、改めて県民の皆様への周知を行いますとともに、県民の皆様の相談に対応できるよう、ブロック塀等に関する相談窓口を設置しております。また、県有施設につきましては、ブロック塀等の緊急総点検を実施しているところであり、加えて、市町村に対しまして点検方法の周知を行うとともに、その調査の実施を要請したところでございます。

最後に、4、県有施設の緊急総点検の状況についてでございます。ブロック塀に関しまさず調査でございますが、昨日時点の速報値について、取り急ぎ御報告をさせていただきます。現在、県立学校を含めた県有施設のうち232施設でブロック塀等を有することを確認しております。そして、危険若しくは注意が必要とされる点検表による総合評点が55点未

満のものが131施設ございました。また、現行の建築基準法に適合しないもの、具体的に申し上げますと、塀の高さが2.2メートルを超えるもの、又は控壁のない高さ1.2メートルを超える塀につきましては、107施設を確認いたしております。なお、このうち84施設につきましては、上段に書いてあります総合評点が55点未満のものと重複をいたしております、これを除きますと残り107施設のうち23施設ということになります。

今後の対応につきましては、まず、これら総合評点が55点未満のものや、現行の建築基準法に適合しないブロック塀につきまして、張り紙などによる注意喚起やロープ等による立ち入り禁止などの当面の応急措置を講じてまいります。このうち、総合評点が40点より低いもの、道路沿いにある現行の建築基準法に適合しないブロック塀につきましては、早急に既存ブロック塀の解体撤去や、転倒防止対策などを講じるとともに、必要に応じフェンスなどを設置をしてまいります。また、解体撤去等の安全対策を講じない全てのブロック塀につきまして、改めて、専門家による詳細調査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じてまいります。なお、今回の緊急総点検につきましては、資料1-1の「ブロック塀を点検しよう！」という手引により実施をいたしております。

御報告は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

瀬尾政策監補兼県土整備部長

県土整備部から1点、御報告させていただきます。

命の道ともなる海部道路の都市計画(素案)の説明会縦覧等についてでございます。お手元の資料2を御覧いただきたいと思っております。

この度、阿南安芸自動車道海部道路の牟岐町大字内妻から海陽町日比原、高知県境までを牟岐都市計画道路牟岐海陽線として追加する都市計画(素案)がまとまったところでございます。このため、7月6日の海陽町浅川漁村センターを皮切りに、4か所で地元説明会を開催するとともに、7月6日から20日まで県都市計画課など4か所で素案の縦覧を実施し、30日には牟岐町海の総合文化センターにおいて公聴会を開催することといたしております。また、裏面には牟岐都市計画道路牟岐海陽線追加の概要をお示ししてございます。

今後は、12月末までに都市計画決定を行うとともに、新年度に新規事業化できますよう、国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

美馬教育長

教育委員会に関する事項につきまして、1点、御報告申し上げます。

学校施設のブロック塀等緊急点検についてであります。お手元の資料3を御覧ください。

6月18日の大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀の倒壊により通学途中の児童が犠牲となる痛ましい事故が発生しました。教育委員会では、県立学校に対し6月19日付けで施設の安全確保を注意喚起するとともに、学校敷地内におけるブロック塀等の緊急安全点検を実施しました。

1、点検結果ですが、県立学校全45校のうちブロック塀がある学校が30校。そのうち点検表による総合評点が注意が必要とされる55点未満、又は現行の建築基準法に適合しないブロック塀がある学校が25校ございました。その中でも特に、危険とされる40点未満の学

校7校と、塀の高さが2.2メートル超え、又は控壁のない高さ1.2メートル超えの塀で道路沿いにある学校10校の、合計17校につきましては早急な安全対策が必要であると考えております。詳細につきましては、2ページを御覧ください。なお、安全点検は、危機管理部から提出させていただいております、資料1-1の四国すまいづくり推進会議発行の「ブロック塀を点検しよう!」という手引により実施をいたしました。

資料3に戻っていただきまして、2、対応方針といたしましては、(1)当面の応急処置として、25校において張り紙など注意喚起、ロープ等による立ち入り禁止措置、近隣の小・中学校等へ周知を行った上で、(2)安全対策の実施として①、早急な安全対策が必要な学校17校につきましては、既存のブロック塀等を解体撤去し、フェンス等の設置工事を施工するなどの対策を講じてまいります。②、上記以外の8校につきましては、専門家による詳細調査により安全状況を確認し、その結果を踏まえ必要に応じ対応してまいります。③、その他全てのブロック塀につきましても、安全性の再確認のため専門家による詳細調査を実施いたします。また、市町村教育委員会に対し、ブロック塀の点検方法など情報提供を行い、緊急安全点検の実施を要請いたしました。

今後、危険箇所のブロック塀撤去工事など応急処置について、相談・指導するとともに、安全対策の手法など技術的な支援や助言を行ってまいります。県教育委員会といたしましては、児童生徒の通学時や避難時の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

島田委員長

以上で、報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

岡田委員

御報告ありがとうございます。今回頂きました、資料1の危機管理部から出ました大阪府北部を震源とする地震についてなんですけれど、この地震というのはそもそもが起こらないとされていた所で起こった直下型の地震です。実際、徳島県は中央構造線活断層があって、起こりますと言われている地震に備えての取組を今されているところなんですけれども、今回、ブロックの倒壊で子供が亡くなるというものすごい痛ましい事故と言いますかあってはならないことが起こって、各教育委員会共々取組をしていただいているところなんですけれども、今までにブロック塀に関して、徳島県は注意はどれくらいの間隔でされていたんですか。今事故が起こったから、ブロック塀の総点検をしてくれているのは当然のことなんですけれども、それ以前に、徳島県は30年以内に70パーセントから80パーセントの確率がありますという予測値が出されて、当然、南海トラフ地震に備えているというところもあって、また、熊本の地震以降は直下型の地震も恐ろしいということで、ものすごく対策を取ってくださっていると思うんですけれど、その議論の中にブロック塀に対しての注意喚起はどれくらいされていたんですか。

椎野営繕課長

ブロック塀についてのこれまでの指導等についての御質問でございます。ブロック塀点

検表でも御覧いただいたとおり、建築基準法で基準がございます。特に昭和53年の宮城県沖地震、こういった所でブロック塀の倒壊の事故等がございます。ブロック塀に対する対策というのが必要だという認識ができてきたところがございます。その後いろいろ地震が何回かございまして、危険なブロック塀の対策が必要であるという意識がかなり強くなってまいりまして、そういったブロック塀についてでございますけれども、県でもブロック塀に対する対策が必要ということで、まず現状を把握することが必要であろうということで平成21年から24年の間に、全てではございませんけれども、一部の地域におきまして現状の調査を行っております。一部の地域と申しますのは、徳島市の区域を除いておりますが、県内の都市計画区域でありますとか、海陽町等の県南沿岸部の集落についての調査を行っております。これについては南海トラフの地震ということで津波の恐れもあるということで、人口が密集している所、あるいは沿岸部の集落で調査をしたものでございます。この調査でやはり危険な物、ブロック塀で言いますと55,941か所の調査をしておりまして、そのうち何らかの対策が必要な物が7,793か所ございました。これらについては、こうしたブロック塀が危険であるということをパンフレット等で管理者の方、所有者の方にも危険であるので何らかの是正が必要ですよということを周知いたしましたし、この調査の結果についても市町村へ資料を提供いたしまして、そういった耐震化の事業なんかでもブロック塀の撤去を補助の対象としています関係もございまして、そういった戸別訪問の際に、やはりブロック塀の撤去も指導させていただいております。それ以外に建築基準法の関係で言いますと、年に2回、防災週間ということで、防災関係の対策の査察等を行っておりますので、そういったところで、そういった危険性についても所有者の方に周知するというような形で進めてきておりました。

岡田委員

ということは、結局その7,793か所の非常に危険なブロック塀があるというのが、全県下ではなく一部の地域の調査であったという話なんですけれども、それに対して、その自治体並びにその所有者の方に注意喚起を促すということだけの対策だったんですか。

椎野営繕課長

建築基準法関係の対策としましては、まず所有者の方に是正をしていただくということで、これまで指導してきたところがございます。ただ、そういった是正については、やはり費用がかかるということもございまして、耐震改修の補助事業の説明をする際にブロック塀の対応もできるよということで、そういった形で周知とか啓発というのを進めてきたところがございます。

岡田委員

具体的にそのお進めをされた所で何箇所ぐらいが改修をされたとか耐震にされたとかというデータはありますか。

椎野営繕課長

申し訳ございません。それについてはデータを今手持ちがございませんので、また分か

りましたら御説明に上がらせていただきたいと思います。

岡田委員

県の耐震のための家屋の補助金は5分の4で、最近ものすごく耐震補助率が上がっているんですけど、実際、費用がかかるということもあって、ブロック塀も併せてというところも周知してくださっているという部分は、皆さんに是非知ってもらって、家の安全を守っていただいて、また地域の安全を守るためにも使っていただきたいと思うんですけど、住宅課がなされている分にもその応募というのが予算をいつも全部使い切って足りないというような現状になっていないというのが事実ではないかと思うんです。それで今回、予想されてない所でも地震が起こると。阪神・淡路大震災の時もそうだったんですけど、千年に一度とか千五百年に一度とかという絶対に起こらないと言われている地震が起こってしまっている事実があって、その中で危ないという所を早急に対策ができるように、是非、そのあたりは検討していただきたいと思います。先般、ニュースで知ったのですが、大阪市は各個人の家にも40万円上限で改修の補助を出すというようなことです。そこまでの近々の危険性をはらんでいるとなればいろいろな対応策というのを、是非、県としても考えていただきたいと思うんですけど、そのあたりはいかがですか。

椎野宮繕課長

現在のところ、ブロック塀のみの撤去等についての補助というのが残念ながらございません。それで、今のところ使えるものとして、木造住宅の耐震改修に合わせた補助事業ということで対象にしてやっていただくということで、市町村もそれに対して上乘せの補助をしていただけるというようなこともございますので、そういった形で今進めているところでございます。ただ、先日の県土整備委員会の中でも、岩丸委員から補助制度というのを9月補正でも取り組んだらどうかという御意見も頂いていますので、そういったこともございますし、また国におきましても、安倍総理でありますとか、石井国土交通大臣とか現地の調査をされて、石井大臣からは、一般住宅や企業が設置しているブロック塀の撤去や、改修費用の支援を検討するというふうな言葉も出ているようでございますので、こういった国の動向も注視いたしまして、また市町村からの要望などもお聞きしながら考えてまいりたいと思っております。

岡田委員

調べてもらって危ないよという所は先に分かっている、それで徳島県は特に死亡者を0ということで、守れる命は絶対守るとというのが徳島の防災の在り方というふうなずっと進められてきていると思います。その中であって、見るからに危ないブロック塀、そして道幅が狭く、それが倒れると避難経路がなくなる、またそれが命を奪うことになる、けがをすることになるということが分かっているが、対策ができないというのが県民の皆さんにとって、どうしたらいいのかという事実があると思うので、その打開策として皆さんの中でいろいろな対応策を知恵を絞っていただいて、それを撤去して安全な道にする、また迂回できるような方策というのを、是非、真剣に取り組んでいただきたいと思うし、国への要望も是非してもらいたいと思いますし、県を挙げて県ができることは、危ない所から

先に取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけど、それは可能ですか。

椎野営繕課長

補助につきましては先ほど申し上げたような状況ではございますけれども、前回の調査は4年間調査したところもございまして、その中で対策が必要ということが7,700件余りございますので、そうしたものについて、まずフォローアップというような形で各戸に早急な対策を実施すべきですよというようなことの周知でありますとか、啓発というのをまず進めていきたいというふうに思っております。また一般の方ですと、そういった費用が一番のネックになるかと思っておりますので、そういった事につきましては、国の動向も踏まえて対策を考えていきたいというふうに考えております。

岡田委員

確かに費用の話になるので、結局その助成ができるかというのが問題点になっています。それが遅れたがために人の命が亡くなる、そしてまたそれが遅れたがために逃げ道がなくなる、もっと被害が広がるということは十分考えられますし、平成21年から24年というものも一部地域、南の南海トラフの津波に向けての調査ということでしたので、それも分かっているピンポイントでブロック塀なり、避難通路なりの調査をされているはずなんですよね。それって分かっているながら調査までして結果も出ていて、それで何にもできないというのは本当に最悪の事態だと思うので、それを早く打破するためにも、やはり早急に対策を取ってほしいということと、それと高槻の小学校の起こした教訓は非常に大きいものがあると思うので、やはりそのことを踏まえながら徳島での対策というの、是非、早急にできる所、そして早急に危険な箇所を、7,700余りの箇所なので一遍にできるかという多分なかなかできないと思うんですけど、それでも絶対ここしか通る道がない、ここを通らないと逃げられないという場所というのはその中に含まれていると思うので、早い段階で対応しながら、是非、命の道というのをつないでいってほしいと思います。これは強く要望して終わりたいと思います。そしてもう一点、大阪の地震で病院の循環器センターの水道が止まって、兵庫からの応援でドクターカーと聞いていたらドクターバスみたいなものすごい設備の整った支援バスや、各地からの救急車がきて、透析されている患者さんやいろいろな方を全部別の病院に移したということがあったんですけども、その時に何が原因かと言ったら、病院の電気系統は、津波対策や耐震のために自家発電装置を必ず設置していると思うんですけど、水の確保というのはどうなっているんですか。

林病院局総務課長

ただいま、病院におけます水の確保について御質問を頂きました。まずは、県立病院の状況を御説明させていただけたらと思います。3病院とも災害時の拠点病院という形でございます。拠点病院の一つの考え方といたしましては、ライフラインが止まった場合についても、水については3日程度は自立できるような形の備蓄をするのが望ましいという基準がございます。それらを踏まえまして、県立病院におきましては、まずその3日間外部から途絶えても大丈夫なだけの水を確保。特に、海部病院については外部からの支援に日数がかかることも予想されるということもございまして、海部病院については7日以上

自立ができるというのをベースとして考えて整備をしておるといところでございます。具体的には、今の3日につきましてはいわゆる受水槽というのを設けておきまして、そういった形で三好病院、中央病院については3日分、海部病院については7日分の受水のタンクを設けておるとい形でございます。この受水の日数の考え方なんですけれども、基本的には災害時には多くの負傷者が病院にこられるということを想定をしておきまして、入院については病床数の2倍、外来については5倍程度の方がおいでることを想定して積算をしておると。さらに、飲料だけではなくて、いわゆる医療に必要な水の部分も積算してそれだけの日数分を確保しているのがまず一点でございます。さらに、そういった受水の部分以外に、備蓄としてペットボトルを3病院用意しておきまして総計で18,000リットル分のペットボトルを今の受水に加えて確保しているということでございます。さらに加えまして、中央病院におきましてはいわゆる井戸水が潤沢に使えるということでございますので、中央病院に関しては井戸が使える限りについては、特に水についての制約というのがないという立地があるということでございます。こういうこともございますので、現在、三好病院におきましても井戸水の利用ができないかということで、今年度検討を進めておるとい形でございまして、さらに、今申しましたような受水槽、ペットボトルによる備蓄、更には井戸水の利用など複数の施策で水の確保をしてみたい。そういう状況でございます。

岡田委員

ということは今現状は、徳島県の県立病院にいたって水に関しては、今の想定の中では心配がないという解釈でよろしいですか。

林病院局総務課長

災害については、どこまでの想定で大丈夫というのは非常に難しいところがございますけれど、一つの目安として自立的な日数3日以上を確保しておるといこともございますし、さらに、井戸水等々の代替えもございますので、現時点においては一定の整備はできているというふうには認識しております。

岡田委員

そのお答えを聞いて、いろいろな所から車がきて患者さんを別の病院へ移さなければいけないという緊急の事態というのからは、少なくとも3日間は今居る病院で、そしてまた核となる拠点病院にけがの治療であったり、搬入されて行っても治療をしていただける環境があるということで解釈させていただきたいと思っております。なぜ、そんな話を聞くかというと、海部病院は高台に新しくできましたが、病院は残っても、実際、津波がきて周りは何もなくなるというか、東日本の状況を見ていると高い所は無事なんですけれども、周辺に至っては、がれきであったりいろいろな物があって、なかなか外部との連携ができないという現実が待っていますし、そうなった時にヘリコプターであったり、物資を運ぶ手段というのも別途またいろいろあると思うんですけれども、その中で、水の確保と食料の確保と、そこでの治療ができるドクターの確保という部分が非常に大事になってくると思うし、水がなければ、汚れたとかけがをした所の傷口を洗ったり、いろいろ処置するに当たって

も、病院としての機能というのは、多分、一番最初に果たすことができないと思いますので、是非、水の確保というのをお願いしたいなと思います。それともう一つ、鳴門市は水道管の耐震を、随時、工事をしてきているんですけど、大阪で水道管の耐震がなかなかできていなかったから、吹き上げたというような話も聞かれます。私の知り合いの方が行っている病院の前も、その当日の映像として交差点から水が吹いているという写真が送られてきたんですけど、その病院の機能としては確保できても、周辺で水道管なり併せてその安全確保ができていないと、次に水の確保というのが求められない状況であれば、3日間しか結局いられなくて、その次応援がきてくれるという想定なんですけれど、想定システムというのは、それが被害の大きさによって、地域の大きさによってものすごく覆されるし、結局は病院で治療してもらった3日間であって、今、井戸水というお話もあつたんですけど、いろいろな所の水を得る手段として、いろいろな連携をしながらライフラインの確保というところも併せて、病院も地域の皆さんとか各部署との連携を取りながら、是非、考えていただきたいと思うんです。そのあたりはいかがですか。

林病院局総務課長

ただいま、病院単独ではなく、その周辺における水の供給が止まった場合への対策について御指摘を頂いております。非常に重要な御指摘かと思えます。現在の計画におきましては、まず病院としては自らできるところというところをございまして、まず、今申しましたように、ライフラインが途絶した場合の対応を二重、三重にする。更には3日であるところを4日、5日と延ばしていくというのが、まず私どもに求められている第一義であると思えます。現在の地域防災計画におきましては、いわゆるそういった水道管とかでライフラインが途絶した場合、当然、重点的に復旧をお願いするというのもあるんですけども、そういった場合については、水道の施設の責任者であります市町村に対しまして、応急で給水車を派遣していただいて、水の不足を補うというのがもう一つの部分でございまして、そういった現在の計画における様々な対応について、しっかり受入れができるような形を検討してまいりたいと考えております。

岡田委員

給水車がこれる状況になればいいですけども、当然、給水車がこれない状況のほうが想定される中では大きい話であって、それと給水車は飲料水ですよ。すると先ほど言っていた1万8,000リットル分のペットボトルの水はあるという話なので、飲料水としてはある程度確保できるし、これからも備蓄を増やそうとすればペットボトルの数を増やしていくことで対応はできると思うんですが、やはり病院の中で必要な水として、専門的には分かりませんが、衛生管理のできた水の確保という部分においての治療ができる。そして病院は、皆さん最後のとりでとして頼っていく場所ですので、治療ができないということが絶対起こらないように、特に、海部病院まで上がってやってきてくれた方に対しては、処置ができるという体制を絶対に守ってほしいと思うし、それがあから皆さんそこに向かって逃げていける、避難できる、助けを求めていける場所になっていると思うので、そのあたりは病院としての使命感というか、病院としての目的を、是非、それは絶対何があっても死守してもらいたいと思うんですけども、そのあたりはいかがですか。

給水車が上がる状況がすぐに来るというのは、私の思い描いている南海トラフの後の映像としてはなかなか思い描けないんですが、そのあたりの感覚はどうか。

林病院局総務課長

ただいまの給水車等々の状況についての対応はどうかという御質問等々を頂いております。まず基本的には、病院敷地外の水道管の整備については、なかなか病院事業の単体で、そのところについてはどうこうというのが難しいこともございまして、まず基本としては自らできることという形で、先ほども申しましたように現在の外から途絶しても自立できる期間をできるだけ一日でも長く伸ばしていくという形、あるいは取り得る手段を複数というのが、私どもの基本的にやっていく責務かというふうに考えております。先ほどの給水車、井戸水も含めてそれはいわゆる複数の手段の一つというふうには考えてはおりません。そういう形でしっかり病院事業として取り組むところについては真摯に取り組んでまいりたいと考えてございます。

岡田委員

結局、特別委員会なので各部署連携されていますよね。その被害、災害に対する対応というのは一人では多分対応できないし、一つの部署ではできないと思うし、その一つと一つの場所が力を合わせて、そしてそれが線となって、それが面となっていった時に非常に力を発揮すると思うんです。今回、大阪の地震を受けて、今まで南海トラフ地震、また直下型の地震で徳島県はいろいろと対策をされてきていますけれども、この地震の今分かっている現状のところでの被害であったり対応であったりというところと、また、今後それを受けて徳島県としてどういうふうに、ここの部分は甘いので見直さなければいけないという部分があるかと思うんですが、そのあたりの徳島県の今後の取組の考え方を総括していただけませんか。

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま、岡田委員から今回の大阪北部を震源とする地震についての教訓を、今後どういうふうに生かしていくのかという御質問を頂きました。委員がお話のとおり、今回の地震では9歳の女の子と80歳の男性が倒壊したブロック塀の下敷きになったということは、重く受け止めて今後の対策には、是非、生かすべきだというふうに考えております。また住宅被害につきましても、昨日現在で、近畿4府県で2万棟以上の住宅に被害が出ていると。それと報道でも度々18日に地震が発生した直後にテレビでも流れておりましたけれども、JRでありますとか、私鉄など近畿一円の交通機関がストップいたしまして、社員が出勤できなかつたり、操業停止を余儀なくされた企業がたくさん出たと。それと交通機関が1日復旧しなかったということで、帰宅困難者も多数発生したというような課題も見えてきているところでございます。また、更に災害救助法が適用された被災の13市町の内、5市町の中で避難行動要支援者名簿が活用されなかったという報道もあったところでございます。ブロック塀対策につきましても、先ほど営繕課長からもお話をさせていただいたところなんですけれど、対策について取り組んでまいりたいというふうに考えております。そして帰宅困難者対策につきましても、企業の皆様方に企業BCPの推進でありま

すとか、公共交通機関が止まった中では、帰宅時間を分散すとか、会社に留まるとか、その為には備蓄をすとか、そういったものについて改めて普及啓発を行っていききたいと考えております。避難行動要支援者名簿の活用につきましては、直ちに7月に入りましたら担当者会議を保健福祉部と連携しながら会議をする予定でございますので、そちらのほうで改めて周知徹底をさせていただけたらと思います。委員が御案内のとおり、南海トラフ巨大地震では死者数を3万1,300人と想定しております。また、中央構造線活断層地震では3,440人と想定しておりますので、東日本大震災、熊本地震以降、とくしまゼロ作戦を進めてまいりましたけれども、この教訓を踏まえまして、またその歩みを緩めることなく全庁一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

岡田委員

課長の強い決意というのを拝聴できて非常に良かったと思うんですが、やはりその決意の言葉のとおり、徳島のみならず災害での死亡者を0にするという部分で、防げるものは早急に対策を取って防いでいただいて、そして助かった命は避難所で亡くなることなく、その命がずっとつながっていくような対策を、是非、もう少し力を入れて取り組んでいただきたいなと思います。是非、よろしく願いしたいと思います。それと今回の地震は、通勤通学時間帯に起こっているという、今までに発生した時間帯で一番皆それぞれの仕事に向かっているところであって、大阪のJRの駅周辺の電車が全部止まったという、しかも1日全部止まってしまったというようなところを受けての部分があるので、やはり学校に行っている子供たちの安全の確保であったり、安否確認であったりという部分で今度また新しい問題点が見えてきたのかなとも思います。また、先ほど言われたように企業のBCPというところでは、今、課長の話聞いていて思い出したんですけれども、サテライトオフィスにきてくださった企業さんがまずそれを一番に言われて、東日本の地震を受けて、企業の核となる部分を分散させていきたいという部分で、徳島の神山に一つはきたよと。決め手というのは、そういういきさつがあったというのを、今お話を聞きながら思い出したんですけれども、企業としてもいろいろな対応策として徳島を選んでくださって、企業のBCPの一つとして徳島県にサテライトオフィスを設けてくれているという企業さんもありますので、やはり徳島の総力として、是非、南海トラフ地震、そして直下型地震に向けての対策というのを、緩めることなくこれからも強化していただきまして、徳島に住んでいて良かった、徳島で良かったと思ってもらえるような取組を、是非、続けていただけますよう要望させていただきたいと思います。

上村委員

先ほど来、問題になっておりますブロック塀について、大分被害がありましたけれども、私もこの点についてお伺いをしたいと思います。先ほどブロック塀の調査は、平成21年から24年にかけて行われたということですが、この目的とかかった費用、今後これ以上点検することも今のところないようですが、この対策についてはどう考えられるかということ、まずお伺いしたいと思います。

椎野営繕課長

平成21年度から24年度にかけてのブロック塀の調査でございます。この調査でございますけれども、先ほども御説明をさせていただきましたが、昭和53年の宮城県沖地震でブロック塀の倒壊による犠牲者が多数発生したということで、その課題というのが浮き彫りになったところでございます。その後も平成17年の福岡県西方沖地震でありますとか、平成19年の新潟県の中越沖地震、こういった所でブロック塀の倒壊による事故というのが報道されまして、その対策の必要性というのがかなり重要視されてきたところでございます。そうした状況から、本県としましては、まずブロック塀の実態について把握することが必要であるということで、調査を行ったところでございます。この費用につきましては、その当時、ちょうど緊急雇用の制度がございまして、このお金を財源として活用して調査を行いました。調査の状況と費用でございます。まず、調査の区域でございますけれども、先ほど御説明しましたが、徳島市を除きます県内の都市計画区域、それから海陽町他の県南沿岸部の集落について調査をしたところでございます。対象としましては、高さ1.2メートル以上のブロック塀、石塀等を対象としまして、主に目視による調査ということでございます。調査結果につきましては、地図にそれをプロットしたり、それぞれの塀についてのカルテを作成いたしまして、その時点で所有者の方にお会いできた場合には、パンフレット等によりまして、塀が危険ですよ、是正が必要ですよというようなことの啓発をさせていただいたところでございます。費用でございます。平成21年度から23年度につきましては、ふるさと雇用再生特別対策事業ということでさせていただいております。平成21年度につきましては、3者に委託をいたしまして合計で約2,525万5,000円でございます。平成22年度につきましては、2者に委託をいたしまして合計で約1,700万円、平成23年度につきましては、やはり2者でございます合計で約1,740万8,000円というところでございます。平成24年度につきましては、緊急雇用創出臨時特別対策事業ということで行いまして、この時はやはり2者に委託をいたしまして約1,158万3,000円ということで、4年間合計いたしまして、約7,124万5,000円の費用ということでございます。

上村委員

費用は、合計で7,124万5,000円ということですがけれども、これはほとんどが国の補助金を使つての調査ですね。県内の全ての市町村ではなくて、限られた所を調査しているということですがけれども、具体的には24市町村のうちどこどこなのかというのを教えていただけますか。

椎野宮繕課長

調査の区域でございますが、都市計画区域ということで全域が入っている市町村もございます。全域調べておりますのが、鳴門市、石井町、松茂町、北島町、藍住町、それと小松島市でございます。全域ではなく一部としましては、阿南市。阿南市につきましては、都市計画区域内と都市計画区域外の一部について調査をしております。それから吉野川市、美馬市、つるぎ町、三好市、美波町。美波町につきましては、都市計画区域内と沿岸部の集落について調査をしております。それから牟岐町についても同様に都市計画区域内とそれと沿岸部の集落について調査をしております。それと海陽町については都市計画区域はございませんので、沿岸部の集落等について調査をしております。全体で14の市町にな

と思います。

上村委員

そうすると、徳島市も除くということで、あと10町村残っていると思うのと、あと阿南市、吉野川市、美馬市、三好市、つるぎ町、美波町など一部で調査をされているということなので、大阪府北部地震のようにいつどこで起こるか分からないと。特に直下型地震、徳島県は活断層が八つもありますので、全ての市町村で調査をする必要があるんじゃないかと。それと調査方法ですけれど、主に目視調査だと言われたんですが、大阪北部など他の市町村でも目視では不十分で、専門家の調査が必要だとそういった報告も入っていますので、平成24年までで調査は終わっていますけれども、この地震を受けて早急に全ての市町村でもう少しきちんとした方法で調べる必要があるんじゃないかなと思うんです。これについては、今後どうされる予定でしょうか。

椎野宮繕課長

ただいま、上村委員がおっしゃいましたように、今回の地震は直下型ということでございまして、前回調査をした時には南海トラフの地震というようなことがございまして、地震プラス津波というような意識の元に調査を行ったということで、人口密集のエリアの都市計画区域内、それと沿岸部の集落、特に漁村集落等については非常に道等も狭い所でございまして、そういった倒壊によって避難に支障が出るというようなことがございますので、そういった事で調査をさせていただいております。直下型の地震ということになりますと、県内どこで起こってもおかしくない状況でございますので、それについて調査をするということは、非常に重要な事であろうかと思えます。ただ、先ほど申し上げましたように、14市町で調査をしまして7,000万円余りの費用がかかっているというようなことでございまして、そういった点も含めまして、特に費用と時間ということも考え合わせまして、これからこういった形で対処していくかということを考えてまいりたいというふうに考えております。

上村委員

これは避難路の確保にもつながるので、ここは本当に大阪北部の地震の教訓を受けて、一刻も早く対策をとっていただきたいと思えます。費用の面も必要であれば、国にも交渉するなりして、全国一斉に非常に注目して調査していると思えますので、他府県の状況も調べながら対応していただきたいと思えます。それと徳島市を除くということで、徳島市は建築等の関係で県と対等の立場なので、徳島市は独自にということのようですけれども、県としては徳島市が一番人口が集中している地域ですので、状況は少なくとも把握していなければいけないと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

椎野宮繕課長

今、上村委員がおっしゃいましたけれども、徳島市が県内で人口が一番集中しているところでございまして、そのエリアにおいてブロック塀の対策というのは非常に重要なことと思っております。ただ、先ほど委員もおっしゃいましたように、建築基準法の関係でい

きますと、徳島市と徳島県というのがいわゆるそれぞれ特定行政庁ということで、それぞれに区域を分担して業務を実施しているところをございまして、徳島市内の建築基準法の関係となりますと、徳島市さんにおいて対応していただくものというところをございますので、県でもいろいろブロック塀のことについての対策等講じているところをございますので、徳島市さんにおいてもやはり対策を考えていただくことは重要かと思っておりますので、機会を捉えまして徳島市さんにもそういったお話させていただきたいと考えております。

上村委員

私もいろいろと徳島市の情報を調べたんですけども、一つも出てこないんですよ。県としてもちゃんと点検調査などできているのかどうかも含めて、徳島市には、是非、連携をしていって、こういった状況についても公表していただくようお願いしたいと思います。それと、県で今一生懸命取り組まれているとお伺いしましたけれども、このブロック塀の撤去などの費用ですけども、石井町も今日の新聞報道によると、補助を出すというふうに決めたようですので、県内市町村もそれぞれ緊急にやろうということで対応も考えてきていると思うので、是非、県としても予算措置をお願いしたいなと思うところです。それとブロック塀に関する相談窓口を設置されたという報告がありましたけれども、この相談窓口ではどんな対応をしていただけるのか。またもし相談が実際入っていれば、こういった事例があるのかも教えていただきたいと思います。

椎野営繕課長

相談窓口についての御質問でございます。このブロック塀に関する相談窓口につきましては、6月22日金曜日から開設したところでございます。徳島市さんにおいても、24日の日曜日から開設されております。土日も含めまして御相談を受けているところでございますけれども、これまで相談の件数といたしましては、6月23日から昨日までの件数としましては、徳島市さんの分も含めまして45件相談があったということでございます。その内容でございますけれども、点検方法でありますとかブロック塀の基準についての御相談が17件。それから補助制度についての御相談が22件。それから点検できる業者を紹介してほしいということが6件。あるいは、近所の危険なブロック塀についての御相談が5件。その他は2件ということで、そういった内容の御相談を受けているところでございます。この御相談につきましては、住宅課の建築指導室、あるいは各庁舎における建築指導担当、それから徳島市さんにおいては建築指導の担当部署で受けいただいているということで、土日につきましても住宅課の建築指導室で相談をお受けできる体制をとっております。

上村委員

1週間ぐらいで45件というのは、多いのか少ないのか私にはよく分かりませんが、県民の皆さんも非常に興味を持って情報をやっているのだということがよく分かると思うんです。それと資料1-1の「ブロック塀を点検しよう！」で、学校なんかもこれに基づいて点検されたということですけども、行政だけが一生懸命やってもなかなか細かいところまで届かないと思うんです。私たちの周りでも、自分の家のブロック塀は大丈夫だろうかとか、そういった興味を持っておられる方もおいでますけれども、行政がどうにかし

てくれるんだろうとそういった思いで、あまり関心を持っていない方もおいでるんです。ですから、みんな自分たちの命は自分でも守るということで、町内会単位ぐらいで点検ができるような意識を、県民の皆様にも持ってもらうような啓発も必要だと思うんです。せっかく自主防災組織もあるんですから、自主防災組織単位でこういったブロック塀も点検しようとかそういったことが取り組めるように、もう少し啓発の方法、県民の意識を高める方法を工夫しなくてはいけないかなと思うんですけれど、主に私なんかはインターネットで情報を拾うんですけれども、インターネットでなかなか情報を拾えない方のほうが多いと思いますので、そういった県民への周知徹底啓発についてはどういうふうに取り組まれているんでしょうか。

椎野宮繕課長

ブロック塀の対策の周知啓発についての御質問でございますが、市町村の防災危機管理等の担当部局と連携いたしまして、特に県で実施しております住宅の耐震化の事業の促進で、こういった所と連携しまして、戸別訪問しているわけですけれども、そういった機会を利用して、所有者に対して危険なブロックであるということでもありますとか、耐震化の事業で補助対象になっているということなどの情報の提供をやってきたわけでございますけれども、委員もおっしゃいましたように、自主防災組織、防災の意識の高い方の集まりもありますのでそういった自主防災組織とも連携いたしまして、耐震化の出前講座とか、防災訓練等こういった機会のあるごとに、危険なブロック塀の除去とか改善の必要性についての周知啓発を図ってまいりたいというふうに考えております。

上村委員

是非、早急に啓発進めていただくようお願いしたいと思います。それともう一点、橋の耐震化ですけれど、地元紙でもまだまだ耐震化ができていない所が多いということで取り上げられていましたけれども、徳島県は全国有数の河川が多くて橋もものすごく多い県なので安全に避難しようと思えば橋が落ちてしまう、亀裂が入るとか危険な段階になると避難さえできないということで、被害が非常に拡大する問題だと思うんですけれども、一度県土整備委員会でも問題になったと思いますけれども、この橋の対策についてはどうなっているか、報告をお願いしたいと思います。

土井道路整備課長

ただいま、上村委員より本県の橋梁^{りょう}の耐震化の状況についての御質問を頂きました。徳島県では、災害時に人命救助や生活物資の公的な輸送のために、主要な幹線道路、また重要港湾や空港、県内の防災活動の重要拠点等を接続する幹線道路につきましては、緊急輸送道路に指定しており、15メートル以上の橋梁の耐震化を進めております。また、平成26年度からは緊急輸送道路に加えまして、津波避難に資する橋梁^{りょう}、又は生命線道路の橋梁^{りょう}、吉野川を渡河する地域間交流の要になる長大橋について、橋梁の耐震化を進めてきております。平成29年度末の進捗状況としましては、515橋のうち440橋について耐震化を終えております。

上村委員

地元紙によると、結構大きな名田橋とか阿波麻植大橋とかの耐震化がまだだということですが、こういった残っている橋梁^{りょう}についての耐震化はいつまでに済みますのか。そういった目標があるんでしょうか。

土井道路整備課長

緊急輸送道路の橋梁^{りょう}の耐震化についてでございますが、平成7年の阪神・淡路大震災を受けて橋梁^{りょう}の耐震化を進めてまいりました。その時に、204橋を耐震化するということで進めまして、それは平成26年度に終えました。それで平成24年度には、東日本大震災を踏まえた上で、緊急輸送道路の路線、区間を拡げてこれについて新たに180橋を耐震橋梁^{りょう}として加え、合計で384橋について耐震化を進めております。平成29年度末で、180橋のうち175橋の耐震化を終え、残る5橋についてでございますが、1橋については平成30年度で完了。残る2橋は事業を進めておりまして、うち1橋については平成31年度で完了。それから平成29年度から着手しております橋梁^{りょう}、これは阿波麻植大橋でございまして、あと1橋についてはこれら進捗状況を踏まえながら対策に着手してまいりたいと考えております。

上村委員

阿波麻植大橋は平成29年から耐震補強工事に入ってるってことですが、どのくらいかかるんですか。

土井道路整備課長

阿波麻植大橋につきましては、現在橋梁^{りょう}の沓座^{しゆう}と言いまして、受けの所の耐震化を行っておりますが、1キロメートルを超える橋梁^{りょう}でございまして、下部についてそれから落橋防止について併せて対策を進めていく必要がありますので、今現在、いつまでにとというのは全体事業費もかさむことから、ここで申し上げることができません。

上村委員

非常に難しい問題もあると思うんですけれども、是非、橋も非常に重要な安全対策の対象だと思いますので、急いで耐震化を図っていただきたいと思います。それともう一点ですけれども、学校の通学路とか子供たちの安全確保でそういった点検は緊急に行われていまして、津波対策も非常に重要だと思うんです。児童生徒の避難場所の確保というのは、南海トラフ巨大地震に伴う津波などでいろいろマニュアルも備えていると思うんですけれども、それぞれ安全な避難場所の確保というのは、どこの小・中学校、また保育所、幼稚園でもできているのかどうか。また、どのような避難場所を確保されているのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

林体育学校安全課長

避難場所の確保につきましては、学校防災管理マニュアルに基づいて、第一次避難場所、第二次避難場所、第三次避難場所という形に、その状況に応じまして全ての学校において

確保し、学校防災計画として作成しているところでございます。

上村委員

ということは、全ての学校で確保されているということなんですか。

林体育学校安全課長

地域の実態に応じまして、津波浸水地域においては、それなりの状況に応じた避難場所の確保、それから山間部の浸水地区におきましてはそれなりの避難場所の確保を、まず、第一避難場所としましては学校の校庭があり、津波の場合ですと第二避難場所を3階、4階の校舎。そして更に状況に応じまして、校舎より標高の高い山などを避難場所にしまして、想定しているところでございます。

上村委員

児童生徒の避難場所の確保は非常に大事だと思うんです。地震など巨大な災害が起こった場合は、そこで1日、2日過ごすのではなく、3日、4日と長期間とどまらなくては行けない事態になったりするので、本当に子供たちが安全に過ごせて、災害の被害が拡大しないような、そういった避難場所の確保というのはそれぞれ求められると思うんですけれども、今直下型地震もどこで起こるか分からないということで、非常にいろいろ考えなくては行けないことがたくさん出てきて大変だと思うんですけれども、是非、実際に避難訓練しながら、また改定をしていくということをやっけていかないと、いざという時には使えないものになっていたりすることがあるので、その点は、是非、しっかりと検証しながら避難場所の確保、安全対策を進めていってほしいと思います。

黒崎委員

私からも何点か質問したいんですが、その前にブロック塀の関連で教えてください。専門家による詳細調査はどんな内容の調査になるんですか。

椎野宮繕課長

現在、ブロック塀について先ほどのパンフレットで点検表ということで、取りあえず、一般の県民の方でも見て分かるような形のチェック表になっております。実際には、鉄筋にしてもきちんと基準どおりに入っているものかどうかとか、あるいは基礎の地盤の下にどのくらい潜っているかとかそうしたところについては、ある程度、道具とか機械とかをもって調べないと分からない部分がございます。高さとか控壁があるなしというのは、一般の方が見て直ぐに分かるんですけれども、そういったところについて場合によっては一部、言い方はすごいですけれども破壊検査と言いますか、そういったこととか、地中を掘ってみて調べるとか、あるいは図面等が残っていましたら、そういったものを参照にするとかそういったことについて、専門の方に見ていただいてということになろうかと思えます。

黒崎委員

素人でも見ても分かるというのが一番分かりやすいんでしょうけれど、それでも深さと

か、隠れている部分分からないんですよね。そういったことについて、例えば、6月22日から7月1日まで45件の相談があったということなんですけれど、より専門家の調査が必要だと思われるような件数はありましたか。この度、専門家の調査がいるんじゃないでしょうかと思われるものはありましたか。

椎野宮繕課長

ちょっとそこまでの詳細については、今分かりませんので、申し訳ございません。

黒崎委員

分かりました。その時点で来るか分かりませんが、しっかりと対応してあげてください。よろしく願いいたします。それはまずそれで終わらして、あと、徳島県の広域避難についてお伺いをしたいと思うんですけれど、3月でしたか4月でしたか、私の所にこんな資料を送っていただきました。この資料を開けて見ておりますと、ああなるほどというような内容でございましたんですが、1か所だけ教えていただければと思うんですが、ブロックを三つに割ってあります。東部、南部、西部ということで、我が鳴門市については、阿波市、板野町、上板町と連携を日常からしっかりとやって、何か起こった時にこういった所と、1市2町と連携をするということでございます。それで少しあれっと思ったんですが、松茂町、北島町、藍住町の部分なんですけれど、松茂町は分かるんですよ。南海地震が起きた時に津波がきてというのはわかります、松茂町は海に面していますから。あと北島町、松茂町に何かあった時に北島町、藍住町にということなんですけれども、施設の数とか収容人数とかで考えたということでございますが、北島町にしても、藍住町にしても、我々鳴門市側から見たら、同じような被害を被るのではないかと思ったりもするんですけども、そのところはどうか考えたらよろしいんですかね。教えていただければと思います。

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま、黒崎委員からこのマッチングの考え方について御質問を頂いております。このマッチングに当たりましては、普段から連携の深い隣接する市、町、村を基本に、マッチングを整理したところでございます。そして、まずは松茂町につきましては、北島町、藍住町と調整をしていただいて、当然、南海トラフ巨大地震、中央構造線を含めてですけれども、北島町、藍住町にも被害が発生すると我々は想定しております。そして、北島町、藍住町で収容できない場合は、東部ブロックという枠組みで調整をしていただくと考えております。

黒崎委員

北島町、藍住町、松茂町で収容しきれない場合は、東部という大きなくくりの中で収容していくというようなことですね。それはそうなんですけれど、東部という認識であったり、連携するという認識であったり、そういったことは我々は議員ですからこうやってこの場で質問もできるんですけれども、一般の県民の方はまだまだこの感覚というのが行き届いてないような、そう思います。この間、ある機会があって、老人会でいろいろなお話

をさせていただいたわけですが、若干の不安をお持ちの方がおいでになりますよね。何で阿波市に、何で板野にっていうようなこともありますので、もっと啓発というかPRとか、そのあたりはしっかりしていただかないといけないなと思うんです。そういったことについて、徳島県もいろいろな防災の担い手とかそういった中で、一生懸命やられていると思うんです。是非とも、そのあたりをしっかりと啓発していただきたいと思えます。そこのところはどうお考えか。

島田とくしまゼロ作戦課長

委員のお話のとおりでございまして、普段からそういうことを県民の皆様にご存知いただくことが重要と考えております。このガイドラインの中でも市町村としての取組として、普段からこういった広域避難について、住民の皆様にご存知を促すというふうにご案内をしております。当然、災害が起こったら、その区域の市町村で収容するというのが基本でございます。もし、収容しきれない場合は、災害時に地域間で支え合う取組として、こういったこともあるよというのを、是非、県を含めて周知をしたいなと思っております。そして、加えての説明になりますけれども、5月24日にありました県市町村長会議におきましては、直接首長さんにも部長から御説明を頂いたところでございます。そして、委員がお話のとおり、自主防災組織の皆様としましては、関係防災機関が集まる会議がありまして、とくしま地震防災県民会議という会議がありまして、そこで改めてこういうことがございますので、避難所運営に当たっては、是非、御協力をくださいという御説明もさせていただいたところですので、委員の御指摘の点を踏まえまして様々な出前講座とかもやっておりますので、そういった中で御説明をして県民の皆様にも周知徹底を図りたいと考えております。

黒崎委員

やり過ぎということは絶対ないと思いますので、これでもか、これでもかということで、是非とも積極的に広報をしっかりと申し上げたいと思います。それとあともう一点、これは緊急性がある話ではないんですけれどもね、例えば、大阪の地震というのは、徳島県の今回の6月補正予算というのは、前だったのか、途中だったのか、微妙な時期に起こったと思うんですよね。こういった場合、例えば徳島県で、急に地震が起こったりした場合に、営繕課なら営繕課、あるいは部で、あるいは教育委員会、あるいは警察さんというところで、災害に対して予備費のようなものは用意されているんでしょうか。どうなんでしょうか。

瀬尾政策監補兼県土整備部長

今回の地震は6月18日、開会日だったと記憶しております。当然、そのための予算は計上していないんですけれども、常の時に何かそういうものはあるのかということなんですけど、予算は議会にお示ししているように、公共事業の予算というのは大体箇所付けとなっております。これは調査とかそういう面で、あるいは維持修繕の場面で、ある一定の枠と言いますか個別箇所付けでない試験測量費というようなものは、若干、我が県土整備部はあるんですけれども、それにしても、今回のブロックの調査のためにという費用があるわけ

ではございませんので、いろいろこんなお話の中で、御理解を頂いて使える予算の中で、いろいろ工夫していくというような作業はさせていただける余裕は若干ながら持つてはございます。

黒崎委員

分かりました。そんなに予備費なんていうのも、積み立てられるほど潤沢ではないのかなと思いつながら聞いたら、若干あると。「予備費ではない」と言う者あり。) 予備費ではないけれど、若干あるということですね。

瀬尾政策監補兼県土整備部長

予備費という扱いはございません。

黒崎委員

分かりました。防災はこうやって議論していましたら、本当にお金は事前の対策にもかかるし、起こった後はもっとかかりますね。だから、防災の人材を育成するというのと、普段から無駄遣いをやめてちょこちょこお金を徳島県はしっかり対応しておくということがいかに大事なかなという感じがいたしました。いろいろな話をしましたがけれども、特に防災関係の人材の育成については、各市町村と連携してしっかりやられていると思うんですけど、そのあたりについて県の今後の目標とか、あるいはもう既に目標に達しているんですよとか、あとはもうその人材の知識を深めていっていただきますというふうなことなのか、徳島県の防災人材の育成についてお伺いしたいと思います。

先田防災人材育成センター所長

ただいま、防災人材の育成につきましての御質問を頂いたところでございます。先日の防災センターにおきましていろいろな講座、あるいはテレビなどの放送も含めてですが、いろいろな情報の提供もさせていただいております。また、先ほど来、お話も出ております自主防災組織とか、あるいは地域防災推進委員の養成とかいうことでいろいろな養成研修も行っております。いろいろな災害が起こってきておりますので、できるだけ多くの方に、県民の方も含めて防災に対する意識とか、知識を持っていただくという普及も始め、また自主防災組織とか、地域でリーダーとなる方々の養成につきましても、今後引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

黒崎委員

何人いたらいけるんだという話ではないと思いますので、しっかり推進をしていただきたいということをお願いして質問を終わります。

島田委員長

午食のため、委員会を休憩いたします。(11時53分)

島田委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時03分)

それでは質疑をどうぞ。

岩佐委員

私も午前中のブロック塀に関して、まず少し質問をさせていただきたいと思います。午前中、岡田委員さん等々からブロック塀、それも個人所有のブロック塀に対しての補助ということもあったんですけれども、また県有施設のブロック塀の点検等の説明もあったんですけれども、それに加えて市町村がそれぞれ市町村有の施設等のブロック塀の点検、またその撤去等について、県がどのように支援をしていくのかということの一つお聞きしたいんですけれども、午前中の話にもあったんですけれども、やはり市町村においても避難路であったりとか、ブロック塀が倒壊することによって、消火活動であったり救急搬送等にも支障が出るということで、やはり危険なブロック等の撤去というのは必要だと思うんですけれども、まず市町村がそういうブロック塀の撤去を行っていく上で、県の使える補助というものは何かあるのでしょうか。

北村先進防災担当室長

岩佐委員さんから市町村有の施設におけるブロック塀の撤去について県の支援への御質問を頂きました。危機管理部で持っております制度といたしまして、平成23年から進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業というのを行ってございまして、市町村が行う避難対策についての補助事業でございまして、本事業では市町村が実施します避難路の危険なブロック塀の撤去について支援ができるところでございます。さらに、避難路のみならず、たどり着いた先の避難所、避難場所は助かった命をつなぐ重要な場所でございますので、この度避難所、避難場所におけるブロック塀の撤去についても支援できることとなっております。また、以前県土整備委員会の付託委員会で、岩丸委員から御質問を頂いたんですけれども、避難所におきましては、例えば防犯対策ですとかプライバシー保護、安全・安心とか生活の質などを確保する必要がございますので、ブロック塀の撤去というだけではございませんで、機能回復ができるように補助の対象とか内容の拡大について早急に検討いたしまして、本事業について再度、市町村に周知を図ってまいりたいと考えております。

岩佐委員

市町村有の施設においても、撤去に加えて今度は新たにフェンスであったりとか、新たな設置の方向でも考えていただいているということで、各市町村においては大変有り難いことだと思うんですけれども、その場合、今までのとくしまゼロ作戦緊急対策事業の、避難路であったり避難場所等の機能強化の事業等については、一応、1か所当たり限度額というのが決まっていたと思うんですけれども、今まだ検討中ということなんですけれども、まず撤去費用についての部分とまた新しく設置ということ、それはこれからの話なんですけれども、その場合の限度額や市町村の負担率がどうなっているのでしょうか。

北村先進防災担当室長

補助事業の限度額、補助率ということで御質問を頂きました。まず、先ほど御説明させ

ていただきました避難路についてなんです、ブロック塀の撤去ということでございますけれども、これは二つに分けてございまして、沿岸地域で津波災害警戒区域、イエローゾーンと呼んでいる区域でございますけれども、こちらの市町につきましては、まず事業の前提といたしまして、ちょっと漏れていたんですけれども、緊急防災減災事業債という防災対策に使える起債があるんですけれども、それに該当しないものという前提がございまして、まず避難路のブロック塀の撤去につきましては、イエローゾーン、津波災害警戒区域にある市町村につきましては、1か所当たり補助率2分の1で、上限250万円となっております。それ以外の市町村につきましては、同じく1か所当たり補助率2分の1で、上限150万円となっております。あと、避難所、避難場所でございますけれども、今回の場合でしたらブロック塀の撤去は機能回復ということになるろうかと思うんですが、こちらは全県同じで1か所当たり補助率2分の1、上限250万円となっております。

岩佐委員

もう一つ確認だけなんです、今の津波災害警戒区域、イエローゾーンがある場合においては、1か所当たり250万円ということだったんですけれども、これはイエローゾーンがある市町ということなので、そのイエローゾーンにかかっている部分というわけではなくてイエローゾーンが入っている市町村においては250万円であって、イエローゾーンがない所は150万円ですよということでもいいんですか。

北村先進防災担当室長

ただいま、岩佐委員からお話しいただいたとおりでございます。

岩佐委員

1か所当たり、当然、地元の市町村も2分の1負担をしなければいけないということで、限りはあると思うんですけれども、2分の1で1か所当たり250万円ないしは150万円ということで、防災対策を進めている市町村に対しては心強いことだと思うんですけれども、午前中の話でもないですけれども、民間の所においては、危険だと言われる所が7,800か所近くあるというような中で、市町村としても対策をしていかなければいけない部分というのが大変多いと思うのですが、今後、各市町村からも2分の1というのでも有り難いと思うんですけれども、箇所数を考えればもう少し補助率を上げてほしいというような声もあろうかと思うんです。今後、機能回復等もこれからということなんですけれども、当然、限度額、また補助率等も含めて、今後、この防災対策の緊急事業の予算であったりとか、補助というのをどのように考えておられるのか、少し御意見を頂きたいと思います。

北村先進防災担当室長

ただいま、岩佐委員さんから補助率とか限度額の拡大ということで御質問を頂いております。今回の事案、特に県民の安全・安心を確保するために非常に重要と考えております。現時点で補助限度額をすぐに上げられる状況ではないかと思うんですが、今の御意見も頂きましたので、今後検討の材料とさせていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

岩佐委員

是非、前向きにというのは、あとは緊急を要するということでありますのでできるだけ早い対応、方向性というのが出れば、また市町村の考え方というのも前向きに積極的になるかと思っておりますので、そういう新しく拡充したということをしつかりと周知をしていただいて、今回、先ほど消火活動の話も出したんですけれども、今回大阪の地震においてもそんなに火災というのはなかったんですけれども、大きな地震が起こって初期消火が遅れることによっての延焼ということもまず考えられます。それとまずは自分自身も逃げるといって、邪魔になるものがあつた場合に逃げ遅れるというようなこともあるので、そういったことがないように、県もそうですし個人もそうなんですけれども、市町村の取組をしつかりとバックアップしていただきたいというふうに思います。ブロック塀に関しては以上です。もう一点、一般質問の中でも若干取り上げて、これまでも私も幾つか取り上げてきたんですけれども、避難所のQOLの向上について、幾つか質問させていただきたいと思っております。一般質問の答弁の中で出てきた、スフィア・スタンダードという言葉があるんですけれども、一般質問の中ではその定員のことも触れたんですけれども、そのスフィア・スタンダードの中にトイレの数も触れられています。避難所においてトイレの数は、男性1に対して女性は3が必要だというようなことがあるんですけれども、普段避難所になっている所のトイレの数では当然足りないと思うんですけれども、これまで県もトイレのアクションプランをまとめている中で、仮設トイレ等も含めてその確保数であったりとか、その中での男女比をどうしていくのかというような計画はあるんでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま、岩佐委員から、避難所におけるトイレの確保数について御質問を頂いております。委員がお話しいたとおり、災害時にいかに仮設トイレを確保するかというのは重要な課題でございます。県土整備部では仮設トイレの洋式化を進めるためのリース事業者の支援でありますとか、建設工事場における仮設トイレの洋式化に取り組んでいただいているところです。危機管理部、全庁におきまして、できるだけ防災訓練とかにこういった仮設トイレの洋式化を使うようにしております。とくしまマラソンでも6割が仮設洋式トイレを使ったところでございます。それと昨年度から先ほどから質問に出ております、進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業の中でも、市町村が実施する避難所のマンホールトイレでありますとか、常設トイレの洋式化といったところで市町村を支援しているところでございます。トイレの数につきましては、避難者50人に1基ということの基本にはしております。被害想定に基づきますと約4,500基が県内で必要になります。それを基に、各市町村で自分の避難所でいくら必要なのか、通常のトイレもありますので、そういった形を踏まえまして、今年度市町村でトイレ計画というのを策定するようにしております。県もある一定時間研修期間を取りまして、市町村と一緒にこのトイレ計画を作る体制を作る予定としております。

岩佐委員

今年度中ですかね、市町村と連携をしてトイレ計画を進めていくということで、仮設トイレ等に関しては速やかな避難所への設置等も多分進めていかれると思うんですけれど

も、十分な仮設トイレも含めて避難所でのトイレ数の確保に努めていただきたいと思います。それともう一点、特に夏場における避難所のQOLということなんですけれども、今も大分暑くなってきて、前回の熊本地震もそうだったと思うんですけれども、やはり夏場、特に避難所に指定されている体育館等のQOLがどういう状況なのか。自分自身もそういう所に行っているわけではないんですけれども、想像した上での話にはなるんですが、特に体育館等のまず大きな避難所に人が集まって来る。特に発災直後というのは、まずは避難をする場所ということなので、先ほどのスフィア・スタンダードで言えば1人当たりの面積というのも広くは取っているんですけれども、まずはできるだけ多くの方を収容するというような形になろうかと思うんですが、夏場で特に発災直後、停電をした場合等に、体育館等にそれだけ多くの方が避難をした状態で、当然、元々体育館とかであればエアコンもないということも考えられます。また、夏場ということであれば、虫等の侵入等も考えられて、窓を開けて避難所生活ができるのかということも想定をされるんですけれども、今現在、県が想定をしている夏場における、例えば蚊であったりとかそういう対策とか、電気もない停電をした状態での、特に体育館であったりとか、狭い環境の中での避難所生活というのに対して、何か対策を考えられているんでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

委員がお話しのとおり、避難所のQOL対策として夏場の対策は非常に重要と考えております。まず、電気があるという前提で一つお話をさせていただきます。この件につきましては、本県が中心となって政策提言を展開いたしまして、緊急防災減災事業債というのが、平成28年度に平成32年度まで延長されたところなんですけれども、充当率が100パーセント、交付税率が70パーセントの非常に有利な財政措置でございますが、この延長された際に、ただ単に延長するだけではなく充実強化が図られております。それについては、熊本地震の教訓を踏まえまして、空調設備がこの緊急防災事業債の対象となっているところがございます。平成29年度は、吉野川市でこの事業を使いまして空調設備の整備をしているところがございます。あと、進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業でも、この夏場対策ということで、例えば体育館に網戸を整備するとか、それと委員がお話しのとおり、停電時に扇風機とかが使えなくなる場合がありますので、非常用発電機の整備などについても、市町村に対して支援をしているところがございます。毎年度、年度初めにこうした市町村への説明会をやっているところなんですけれども、その時に必ず、緊急防災減災事業債を使ってくださいということと、進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業がありますので是非ともこれを活用して避難所のQOL対策を進めてくださいというお願いをしているところがございます。

岩佐委員

空調に関しては、先ほど説明のあった緊急防災減災事業債を充てることができるということなので、それをしっかり周知をしているということですね。緊急防災減災事業債に関しては一般質問の中でも取り上げさせてもらったんですけど、平成32年度までには延長にはなっているけれども、その再延長であったりとか、その恒久化というのもしっかりとまた、議員としてもそうなんですけど、延長恒久化というのを更に国のほうに要望はしていた

だきたいというふうに思っているんですけども、大きな施設であれば緊急防災減災事業債には間に合わないという可能性はあるかと思うんですが、特に空調とかに関しては、まだまだ平成32年までには入れようと思えば入れられる状況なんではないでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

緊急防災減災事業債につきましては、まだ今からでもこういったQOL対策に使おうと思えば使うことができます。市町村のほうで財政当局と協議をしながら、活用するのか、それとも進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業の補助金を使うのかというのを検討していただいて、この夏場対策を進めていただけたらなと考えております。委員が一般質問でお話しになりましたけれども、緊急防災減災事業債の恒久化につきましては、5月28日に徳島県を含めて10県で、南海トラフ地震で甚大な被害が想定されます10県知事会というのを構成しております。そうした知事会といたしましても、小此木防災大臣に恒久化について、政策提言を行っているところでございます。そして、こうしたハード対策と併せまして、ソフト対策といたしまして、やはり夏場というのは食中毒、熱中症対策が非常に重要であると考えておまして、今年度から避難所における、特に防ぎ得た死をなくす、災害関連死をなくそうということに力を入れまして、避難所における精神不安や持病の悪化などによる体調不良への対応でありますとか、車中泊におけるエコノミークラス症候群の発生防止といったワークショップや訓練も行うこととしておりますので、こういったハードとソフトの両面から避難所のQOL対策を進めたいというふうに考えております。

岩佐委員

緊急防災減災事業債の恒久化等も、5月に10県知事会で提言されたということなんですけれど、その後大阪の地震も起こったということで、更に緊急防災減災事業債というものを必要とされることだと思いますので、しっかりと提言をしていただきたいと思います。それと、先ほど進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業とかで、例えば、発電機、自家発電も含めて避難所に入れられるということだと思うんですけども、普通の小型の自家発電装置というのは、よくあるのは携行缶にガソリンを入れて自家発電をするというタイプが多いと思うんですけども、ガソリンを携行缶に入れて置く。それを防災倉庫に入れておくのか、そのガソリン等の管理上の問題は何かあるんでしょうか。

佐藤消防保安課長

ただいま、ガソリンの携行缶の管理上の問題という御質問を頂きました。当然、携行缶に入れますとその安全性が保たれるということで、一般の家庭でも20リットルでありますとか10リットルの携行缶を普通に倉庫等に保管している例はございまして、携行缶に入れている部分につきましては、前に京都で大きな事故もございましたが、取扱いさえきちんに行えば安全性が一定に保たれていると。ただ、ポリタンクとか灯油のポリタンク等に入れるのは論外ということでガソリンスタンドでもそういったものには給油もしてくれませんので、一般的に各家庭で携行缶を扱う分には支障はないものかと思っております。

岩佐委員

ガソリンに関しては、若干、取扱いが難しいというか、特に気を付けなければいけないことも多いのかなど。その中で、ちょうどおとしの防災訓練の時にも見たんですけども、最近プロパンガスでつないで発電をするというような自家発電機も多いとは聞くんですけども、ガソリンの場合だったら、当然、日頃の管理もあるんですけども、プロパンガスも多分接続というのは資格等が要るのかどうかあれなんですけれども、今後、ガソリンに代わってのプロパンガス等による発電機の普及ということに対して、何か考えはありますか。

島田とくしまゼロ作戦課長

以前に議会でも、LPガスの燃料を活用した対策をとということで請願が出ておまして、その時にできるだけそういった活用した形で、燃料として活用していくというようなことで採択を頂いているところがございます。そうしたことを受けまして、進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業で、委員がお話しのLPガスを活用した非常電源、非常発電機も出ておりますので、そういった形にも使いますよということはお話しているところがございます。

岩佐委員

いずれにせよ、進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業というのは、自家発電機の今の話もそうですし、例えば体育館の網戸であったりとか、夏場の避難所のQOLを上げていくということにも、十分使っていただきたいというようなところだと思うんですけども、市町村に対しての周知もしっかりと行っていただきたいのと同時に、避難所というのは一度助かった命をしっかりとつなげていくという場でもありますので、避難所、またさっきのブロック塀等もそうなんですけれども、避難路の確保というところでこの緊急対策事業の補助金というのは大変有効だと思いますので、事前委員会の中でも岡本委員からも危機管理部の予算ということも触れられていたと思うんですけども、進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業もずっと1億6,600万円ぐらいで推移していると思うんですけども、この枠というのを増やしていくこと、それをしっかりと使ってもらうということが重要だと思いますので、なかなかすぐに拡充するというのは難しいのかもしれませんが、私もしっかりと要望しておきたいと思いますので、それをしっかりと市町村でも使ってもらえるように周知をお願いをして終わりたいと思います。

古川委員

まず、ブロック塀の対策につきましては各委員から質問もありましたし、冒頭、危機管理部長、また教育長から報告もありました。公共の施設については、対策が進んでいるのかなという気はしておりますけれども、各委員からの質問にありました民間のブロック塀について、どうしていくかというのが気になるころではあるかなと思います。ほとんど聞きたいことは各委員さんが聞いてくださったので、重複は避けたいと思いますけれども、せっかく過去に調査をしていて、緊急雇用での調査ということですけども、7,793か所の危険箇所があるというデータがありますので、まずはそれをきちんと活用して対策を考えてほしいと思います。その7,800弱の箇所について、緊急度、危険度、更にそこ

から絞り込んで、また交通量なんかも加味しながら絞り込んで、本当に危ないな、直ぐにしないといけないなというのを絞り込んで、何か対策をとってほしいと思っております。市町村をしっかりと巻き込んで知恵を絞って、どうやって絞り込んでいくのかというのも課題でしょうし、それをどう対応していくかというのも思いますけれども、少なくとも再度の所有者への呼び掛け、また学校等への周知で学校でもしっかりと危険箇所は把握しておくということは、少なくともやっておいていただきたいと思っております。国にも強力で予算確保を呼び掛けて、早急に調査できてない箇所もたくさんありますので、そういう所に対応していかないといけないのかなと思っておりますけれども、まずは、県でできることをしっかりともう一度検討して進めていただきたいと思いますと思っております。今の点についてはどうですか。

椎野宮繕課長

平成21年度から平成24年度までに行った調査の結果について、今後どのようにしていくかというお話かと思っております。先ほども少し申しましたけれども、先の調査でブロック塀については5万5,941か所の調査をしております。その中で7,793か所の対策が必要なブロック塀があるという結果が出ております。これについては、その後の状態、フォローアップという形で各庁舎の建築指導担当でフォローアップに入りまして、その中でも特に危険で早急に対策が必要な物につきましては、その所有者の方に対して危険性について周知すると共に、今利用できる制度はどんな制度があるかということも含めまして、そういったことで除去でありますとか改修でありますとか、そういった対策をとっていただくように更に周知に努めてまいりたいと考えております。

古川委員

さっきも言いましたけれど、しっかり市町村を巻き込んでやっていただきたいなと思っております。また、補助金については耐震化の補助金では塀のみでは使えないというようなことだったので、これは少なくとも塀だけでもいけるような形で改定も検討していただきたいなと思っております。また、教育委員会も待っているのではなくて、しっかり県土整備部と情報をとるように、学校側も教育委員会側も情報をとって、ブロック塀以外の倒壊の危険があるようなものも、あまり思い付きませんが、記念碑みたいなものも建ったりしていますし、古い木があるのかなと思ったりも。そういう所も抜かりなくしっかりやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ブロック塀以外に、今回かなり報道があったのが、要支援者の名簿を作っているけれど、なかなか安否確認ができていないという報道がたくさんありました。この点についてもお聞きしたいんですけれども、まず、この避難行動要支援者というんですか、この名簿の作成については法的にはどうなっているんですか。絶対しないといけないようになっているんですか。

佐藤保健福祉政策課長

ただいま、古川委員より、避難行動要支援者の名簿について策定が義務付けられているかどうかという点での御質問であったと思っております。この名簿につきましては、平成25年の災害対策基本法の改正によりまして、各市町村は地域防災計画の定めるところにより、避

難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命、又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿、これがいわゆる避難行動要支援者名簿でございますが、これを作成しておかなければならないということで義務とされているところでございます。

古川委員

名簿は義務付けられているということで必ず作らないといけないということですね、各自治体で。まず、避難行動要支援者というのはどういう人を言うんですか。障がい程度がどれぐらいの方とか、そういうふうな基準とかもあるんですか。

佐藤保健福祉政策課長

避難行動要支援者の基準ということでの御質問でございます。こちらにつきましては、統一した基準というのはございませんで、各市町村におきまして一定の基準が設けられているところでございます。例えばということで申し上げますと、年齢で75歳以上であって一人暮らしの方であるとか、寝たきりの高齢者であるとか、認知症の高齢者であるとか、そういった地域の事情を勘案して、各市町村において基準が定められているという状況でございます。

古川委員

要支援者については細かくは決まってないと。避難するのに支援が必要だと思われる人を各自治体で判断して名簿に登載していくと。この名簿の作成については、どんな形になっているか、いつまでにしないといけないのかとか。多分、市町村が整備しないといけないのでしょうか、本人の同意があるのかとか、整備の方法とかそのあたりはどんな形になっていますか。

佐藤保健福祉政策課長

策定の状況についてでございますが、義務ということですので、できるだけ早く作成をしていただくということだと思います。現時点の登録者数を申し上げますと、県内全市町村で22市町村において名簿が策定されておりまして、合計で6万9,660の方が登録されているという状況でございます。

古川委員

できるだけ早くということで、今、22市町村ということは、まだ二つの市町村ができていないということよろしいですか。

佐藤保健福祉政策課長

委員のおっしゃるとおり、2市町が現在策定中ということでございます。この2市町につきましては、法改正後、この避難行動要支援者名簿の位置付けを、それぞれの市町の地域防災計画に位置付けていただくという必要がございます、その手続が現在なされていないという状況でございます。しかしながら、一方で、この2市町につきましては、災害

時要支援者名簿を策定しているという状況でございますが、実質的には同じような支援が必要な方の名簿は策定されておるんですけども、法律で求められているような要件である、地域防災計画への位置付けができていないという状況となっております。

古川委員

要支援者の範囲とか定め方についても、割と市町村に任されているみたいなどころがあるのかなという印象を受けましたけれども、ほぼ名簿については作成はできているということでございますが、次に作成した名簿に基づく安否確認については、法律上の規定はどのようなになっているんですか。

佐藤保健福祉政策課長

安否確認についての法律上の位置付けということでございます。災害が発生した際に、この情報をどのように取り扱って安否確認を行うかということは、非常に重要な点であると考えております。ただいま、委員からお話のありましたとおり、安否確認に関する情報提供について、安否確認というのは災害が発生した際に消防ですとか、あるいは警察、地域の民生委員の方、それから町内会の皆様などに行っていただくということになるわけですけども、これらの方に対する個人情報情報を事前に提供するということについて、本人の同意が事前に得られていることというのが、非常に重要であると考えております。法律上は、こうした本人同意が事前に得られていなかった場合でも、災害対策基本法の第49条の11第3項の規定に基づきまして、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために必要があると認められる場合におきましては、本人の同意を得ずに情報提供した上で、安否の確認ができるということになっているというところでございます。

古川委員

ということは法の規定では、安否確認をしなければならないという義務付けまではされてないということよろしいですか。

佐藤保健福祉政策課長

法律上の義務ということでございますが、名簿自体の作成が義務ということになっておりますので、その名簿に登載されている方の安否確認というのは、当然にして行わなければならないものであると考えております。

古川委員

徳島で今回のような同じような事態になった場合に、徳島県はこの要支援者名簿を使つての安否確認というのは、どのようにしていかなければならない、また、どのようにしていこうと今考えているんですか。

佐藤保健福祉政策課長

安否確認の方法についての御質問でございます。これにつきましては、先ほども少し触れましたけれども、安否確認を実際に行っていただくというのは、市町村職員、消防や警察

の方、それから地元の民生委員の皆さんや町内会、自主防災組織等のこれらの人を合わせまして、避難支援等関係者と呼んでおりますけれども、そうした方々を中心に対応していただくこととなっているところでございます。それぞれ要支援者に対しまして、個別計画を策定するというようなこともございますので、その個別計画が策定できている方につきましては、その個別計画に基づきまして、より具体的にどなたが安否確認を行ってどういった避難経路で避難をするのかとか、どういった場所に避難するのかというのが具体的に定められているというところでございます。

古川委員

今回、大阪北部では、市町村において自治体において対応にばらつきが出ましたね。ですから、徳島県の場合は、名簿を作っている以上は、当然、確認をすべきだという御答弁でしたので、全市町村がきちんと対応できるような体制、課題とかも吸い上げてあげて、それがきっちりとできるようなことを進めていかないといけないと思うので、そのあたりまた、しっかり検討して個別計画ができていない人とは言いますが、ほとんどできていないんですよ。ですから、本当にまず決められてることは、きちんとできるような体制をとっていかないといけないと思いますので、まずは県内の各市町村と共通認識をどう図っていくのかということが大事だと思うので、この点についてしっかりと各市町村と共通認識を図る、情報交換もする、先進事例の情報提供もする。どういう形が一番良いのかということ、しっかりと県内市町村が統一認識を持って対応できるような形を作っていたらいいと思います。よろしく願いいたします。それで、この避難行動の要支援者の関係も今回ばらつきが出たんですけれども、更に進んで福祉避難所についてもまだまだ取組が進んでいないかなと思っています。福祉避難所というのは、阪神・淡路大震災の時に必要性が認識されて指定が始まったと思うんですけれども、その後、東日本大震災が起こって、この時も指定、事前指定は十分でなかった。しかも、対応体制というのは、もう満足というにはほど遠かったというような反省があったと思います。ですから、犠牲者の方の過半数が高齢者の方で、障がい者の方の割合も2倍ぐらいになっていたというようなことで、この結果を受けて、内閣府が福祉避難所のガイドラインなんかも作って、しっかりと進めていこうということだったんですけれども、また、熊本地震が起こって、熊本地震では指定先の福祉避難所が全くと言ったら言い過ぎだけれど、開設できたのが僅か2割だった。どうも開設できなかった。避難所自体が被災にあって建物ハードが不安な部分もあったし、支援するマンパワーの不足もあったり、そこの指定先にパッと人が押し寄せて行けなかったり、いろいろな理由で福祉避難所が本当に機能しなかった。そういう中で、いざ発災となった時に、福祉避難所がきちんと機能するような体制を、とにかく一日も早く整えていかなければいけないだろうし、その前にしっかりと福祉避難所を指定をしていかなければいけないと思うんですけれども、このガイドラインに沿って聞いてみますけれども、まずガイドラインによりますと、この福祉避難所の対象となる人の概数を、まず把握してくださいとなっています。各市町村、この対象となる人の概数の把握というのはできているんですか。何市町村できていて、今把握しているのは何人ぐらいになっていますか。

佐藤保健福祉政策課長

福祉避難所の対象となる方の概数をどのように把握してるのかというような御質問であったと思います。現時点で、概数についての把握調査と申しますか、先ほど申し上げました支援者名簿での登録者数ということでは把握はしておりますが、ガイドラインに定められているような概数としての把握は、現在できていないという状況でございます。

古川委員

これは、いつできたんですか。平成28年度にガイドラインが出されているんですよ。ガイドラインにまずそれをしなさいと書いてあるのに、どうしてしないんですか。

佐藤保健福祉政策課長

先ほど申し上げた避難行動要支援者名簿の策定の中で、各市町村において地域の実状に応じて、そうした方がどこにどの程度いらっしゃるのかという状況を把握していただいた上で、名簿の策定に当たっていただいていると思いますので、そうした形で現時点では名簿の数字ということで、把握をさせていただいているというところでございます。

古川委員

ちょっと苦しい答弁かと思えますけれど、ニアリーではあると思えますけれどね。イコールではないと思えますし、そのあたりガイドラインに沿って市町村にやってもらえるように、きちんと働き掛けていかなかったら、放っておいたら全然進みませんよね。ですから、県はそのあたりしっかりと吸い上げていく。できている所はここですよと発表することによって、他の市町村もやらないといけないなとなってきましたから、そういうことはきちんとやっていかないと全然進んでいかないと思えますよ。せっかくきちんとしたガイドラインがあるんですから、これをきちんとやることをやっていくというね。ですから、次に把握して指定目標設定をしてくださいとなっていますけれど、多分、目標設定がどれだけの市町村ができていて、何人ぐらいになっていてというのは、多分、把握はしていないんだろうなと推測をします。今現在の指定状況はどうですか。今、避難の要支援者の人数は把握しているんですけれど、それに対して今の指定している箇所のキャパというのはどれぐらいと見ていますか。

佐藤保健福祉政策課長

受入れ可能人数についての御質問でございます。平成30年4月1日現在におきまして、施設数という点では169施設を指定しているところでございます。先ほど委員からもお話がございました国のガイドラインにおきましては、小学校区に1か所の指定を念頭において指定を進めることが望ましいとされておりまして、徳島県で置き換えますと182か所ということでございます。こちらが県の地震対策行動計画におきまして、平成32年度までにその指定を進めるという目標を立てさせていただいているところでございます。先ほど169施設と申し上げましたが、その169施設の受入れ可能人数につきましては4,470人となっているところでございます。

古川委員

これも、今小学校区182か所で169か所を指定しているので、もうあとちょっとですよという感じなのかなと思いますので、そうでもないんですよ。小学校も規模が大きい小学校があれば小さい小学校もあって、一つの小学校の区域が大きい所だったら1か所だけで使用できるとは限りませんし、そういう意味では概数を把握をしていないとできないと思いますし、また169か所の指定も偏在があるわけですよ。ですから、全ての小学校区に散らばっているわけでもないですし、そのあたりをしっかりと把握をして、どこが足りないというのを把握をして、自治体にも働き掛けていかないと、いざ発災になったら駄目だったという繰り返しじゃないですか。今まで大きい地震が発災して、福祉避難所が機能しなかったという繰り返しなので、そのあたりきっちり駄目を詰めていって、まず指定をしっかりとさせていただきたいと思います。この指定の名簿を見ると、高齢とか障がい者の福祉施設がほとんどですよ。福祉施設が多いですよ。鳴門市は高等学校とか健康福祉交流センターも指定されていますし、また、美馬市だったら認定こども園も指定されています。他には町民センターとか老人福祉センターも指定されている所があるぐらいですね。ですから、県施設を含めてもっと幅広く進めていくべきではないかと思っております。県ももっと積極的に、福祉センターとかも持っているわけですし、また特別支援学校は、ガイドラインの中では一つの候補として挙がっているわけですよ。そのあたりもっと県の施設も協力をして進めていくべきかと思えますけれども、どうでしょうか。

佐藤保健福祉政策課長

ただいま、委員から県の施設も積極的に指定をしていくべきではないかというような御提案を頂いたところでございます。福祉避難所につきましては、委員からもお話のありましたとおり、現時点の指定の状況といたしましては、社会福祉施設の指定が非常に多くなっているという状況でございます。そうした中で、今後要配慮者の受入れを進めるためには、一般避難所における受入れを進める体制づくり、あるいは県の施設において受入れを進めるような体制づくりは非常に重要であると考えておりますので、委員からもお話がありましたとおり、県の担当部局とも連携しながら、そうした方向性についても取組を進めていけるよう、努力してまいりたいと考えております。

古川委員

しっかりと努力をして進めていっていただきたいと思います。まず、各市町村で概数の把握をしてもらって、その概数に基づいた目標設定をしっかりとしてもらって、その目標に対して、今現状がこうだから後こういう所が足りないということを、しっかりと分析をもらった上で、足りない所はどういう施設があるのかということもピックアップして、県もしっかりと協力をしていくという形で、早急に指定をまず進めていっていただきたいと思いますというのが一点です。特にこれは、重度の障がい者の方からは強い要望があるんですけども、障がい者交流プラザにつきましては、障がい福祉課長にも前に言いましたけれども、かなり強い指定の要望があります。既にバリアフリー化ができていく施設なので、本当に使いやすいし、日頃障がい者の方が使っている施設なので使い勝手もすごく分かっていて、すごく安心して過ごせる施設だということで、ここは早期に検討を進めて、指定を進めていっていただきたいと思います。夜間の部分をどうするかということを検討中だと

ということでございますけれども、このあたりも含めてしっかりと進めていっていただきたいと思っております。このあたり今の状況は、障がい福祉課長、どうですか。

谷口障がい福祉課長

ただいま、障がい者交流プラザの福祉避難所指定について御質問を頂いたところでございます。障がい者交流プラザについては、障がい者相互や、障がいのある人とない人の交流施設として平成18年にオープンしまして、各種文化的な活動を行う障がい者交流センター、視聴覚障がい者情報提供施設としての視聴覚障がい者支援センターと体育館や温水プールなどを運営する障がい者スポーツセンターで構成しているところでございまして、様々な生活訓練、情報提供を行っている施設でございます。ただ一方で、徳島市の大規模災害時に指定避難所を補完する補助避難所ということで、体育館が位置付けられてるところでございまして、指定管理者をはじめ関係機関団体が連携しまして、昨年度についてですけども、3回避難所開設運営訓練を実施したところでございまして、いざ発災時には、地域の支援拠点として機能するように備えているところでございます。ただいま、委員から福祉避難所の指定というお話を頂いたところでございますけれども、そういった訓練をする中で、福祉避難所も含めてその地域の拠点となるような形で、今後検討していければと思っております。

古川委員

このガイドラインの中には、公民館とか小・中学校なんか一般の避難所になっている所でも、その中の一部を指定をすとか、そういうのもかなり効果的だっていうことも書かれていますので、そういうような形も、当然、できるわけですね、全体を指定せず。ですから、かなり重度の障がい者の方にとっては、安心した避難所を確保したいという思いがかなりありますので、これは必ず前向きに検討していっていただきたいと思っておりますので、また、進めていっていただきたいと思っております。あと、指定の確保だけでなく、一昨年9月定例会の時に私が一般質問でさせてもらったんですけども、先ほど言った熊本地震の時に、せっかく指定されていても、ほとんど開設ができていない。この対策をきちんとしていかないと、これもまたざるみみたいになってしまいます。ですから、福祉避難所に指定された所の、特にマンパワーの確保についてはしっかりと検討していくと。国や全国規模の支援と協調して、そしてしっかりと取り組んでいくという答弁でしたね。これをしっかりと進めていっていただきたいと思っております。ほとんどが高齢者とか障がい者の方の福祉施設ですから、そこには当然、既に入所者がいるわけで、その入所者の支援対応だけでスタッフというのは今でも本当に忙しい状況ですよ。ですから、とてもじゃないけれど発災の時に他の所からきた時に、自分も被災するわけですから手が回っていかないのは当然で、そうなってくると福祉避難所にならないというのは、目に見えていると思うんですね。ですから、そのあたり、離れた都道府県から支援をしてもらうという体制を早く作っていかないと、結局いろいろな努力をしてるけれども、何の役にも立たないというふうになってしまう。それだったらしないほうがましじゃないですか。そのあたりをしっかりと、国の動きを待っているのではなくて、どう働き掛けていって実現していくかというのを、徳島県が真剣に考えてアクションを起こしていっていただきたいと思っております。一昨

年の9月から2年弱になりますけれど、この間で何かそのあたりのマンパワーの確保というところで進展はありましたか。

佐藤保健福祉政策課長

災害発生時に福祉避難所の開設、運営が円滑に行われるということは非常に重要であると考えております。そういった観点から、委員からは平成28年本会議におきまして、広域の人的ネットワーク構築ということで御提案を頂いているところでございます。これは、福祉避難所の運営を支える人材の確保について、被災地外から被災地への外部支援を想定した総合支援体制の構築ということであると理解をしております。災害発生時におきましては、要配慮者への支援を行う福祉人材を県外から確保する有効な手段であると考えておるところでございます。このため、昨年度全国知事会におきまして、こうした内容の提言を取りまとめたところでございます。その内容といたしましては、まずは、第1点として、災害救助法に基づく救助の種類として福祉を位置付けること。それから、第2点目といたしまして、災害時に介護等を担う専門職等で構成する災害派遣福祉チームを制度化すること。第3点目といたしまして、全国的な派遣調整システムを構築すること。4点目といたしまして、チームの体制整備に支障を来すことのないように、十分な財政措置を講じることという内容の要請活動を国に対して行ったところでございます。

古川委員

分かりました。しっかりとこの福祉避難所の体制も、元気な人とか若い人は何とか自分でまだできる余地はありますけれども、そういう支援が必要な方というのは、いざ何か起こった時は一番に被害を受ける方で、本当に不安も大きいので少しでもその不安を解消させてあげられるように、万全の体制をとっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

岡本委員

お疲れのところ申し訳ないんですが、ちょっとだけお付き合いください。ブロック塀ばかり出ていますが、県土整備委員会でもあったので答弁はいいんですが、正にその45件中22件が補助金の相談だったということは、補正も含めてしっかり予算の対応はしないといけないのだろうなど。答弁は部長、後でまとめてでいいです。今はいいです。岩佐委員が言っていたように、例えば進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業、1億6,600万円は難しいかなということなただけれど、私は決して難しくないと思っています。この予算は特殊で全部基金なんです。命を守るための大規模災害基金が1,100万円、1億5,500万円が二十一世紀創造基金なんです。全て基金なんです。それは正にここにいる人のやる気なんですよ、基金というのは。知事の政治姿勢なんです。だから絶対そうすべきだと思います。簡単に質問をたくさんするので、後でまとめて部長がお願いをいたします。まず、命の道で海部道路がああいう状況にいつていることはとても有り難いなど、部長はじめ関係者の皆さんに感謝と敬意を表したいなど。ただ、ここで気を抜かないで頑張らないといけないなどと思っていますので、よろしく願いいたします。命の道なんです、命の川にもなって、土曜日と日曜日、徳島とか小松島は雨は降っていないんですよ。でも、勝浦、

上勝はめっちゃくちゃ降ってすごいことになって、ずっと水が出ると川を見ているんですが、今日は実はずっと見てきました。こんな話ばかりしているからあれなんですけど、例えば、勝浦川に限ってにしますけれど、河川の流下能力が良くなるようにどんな事業をこの1年に限ってされたのか答弁ください。

赤堀河川整備課長

ただいま、岡本委員よりこの1年に限って勝浦川の流下能力が高まるような事業をどのようなことをやったのかというような御質問を頂きました。この1年に限ってということですので、平成29年度には、まず勝浦川の支川でございます生名谷川の河床整正を500メートル実施しております。また、昨年度頂きました9月補正で、勝浦川の堤防の樹木伐採1万8,000平方メートルをしております。

岡本委員

それでいいんですけどね。そうやって一杯やってくれることによって同じ水の流れても変わりますよね。雨が降ったら僕は正木ダムの計算を必ず開けるんです。土日に結構あって、今日の9時は正木ダムは168.70メートルなんですよ、貯水位ね。意外とここ三、四日めっちゃくちゃ多いんですよ。これは答弁要らないです。また8月に僕が電話した時のこと言っていますが、例えば、今朝の9時が入ったのが76.1立法メートル毎秒、出したのが79.5立法メートル毎秒です。7時が78.5立法メートル毎秒で87.3立法メートル毎秒と、その6時が80.8立法メートル毎秒で87.5立法メートル毎秒とたくさん出してます。言いたいのは、正木ダムは169.3メートルが洪水貯留準備水の位置です。低いからね。正木ダムは一番下が158メートルなんです。今言ってるのは、158から185メートルぐらいの話と思ってほしいんです。今ギリギリで3日間ずっと止めているんです。さっきの169.3、168.7メートルぐらいでずっといっているのよ。今日はもっと降るかと思ったら降らないんだけど、最大になった時に185メートルなんです。さっきの話でね、一杯降った時に。そこで県がどう考えるかというのが堤防が決壊するかしないかの判断なんです。いつも夜中ぐらいずっとやっているんですが、さっきなんで聞いたかといったら、同じダムの高さでも河床部をちゃんとやっていないと状況が違うよね。本当に違うんですよ。今日も見てきた。それで結論から言うと185メートルぐらいまではいけます。これがポイントなんです。僕は電話するからあえて言っているんです。そのぐらいでいくと何とか持ちこたえる。それを超えたらアウトです。今日見てきたのは、勝浦川は潜水橋が正木ダムより下に六つもあるんです。それでずっと見てきたら、潜水橋というのはたくさん影響しています。写真も撮ってきたけれど、時間があれなんで簡単にいきますけれどね。その中で潜水橋が堰いて川が曲がっている所は結構たまっています。さっき説明いただいた星谷の所はきれいにしてくれたんです。またたまっています。あえて言っておくけれど、またたまっていますから、もう一回採らないといけないのだけれど、その流下能力というのをちゃんとしてないと駄目なんですよね。時間の関係でそれはもう答弁はいいです。もう一つの気に掛かったのは、各部局別主要事業一覧表がありますよね、112ページ。県土整備部を昨日からずっと見ているんです。これは多分、財政課が作っているのかな。部長、見ていないような顔をしないでください。何が言いたいかっていうと、この中にね、例えば、河川の特

殊改良とか河川海岸維持修繕はたくさんあるんです。15億円ぐらいあるんです。載ってないんです。これは主な事業ですよ。だけど多分、県土整備部がしたのなら載らないといけないのだけどね。パッと見たら、補助金があるやつばかり入れてあるだろ。そんなのでは駄目です。これは主要事業ですよ。その中に今言ってることは入っていません。次は入れといてください。答弁はあれやけど、そんなこととかが一杯あってね。さっきの岩佐委員の話じゃないけれど、基金の充当の仕方ひょっとしたら知らないのかも分からないんですよ。今年予算から、基金をどの事業に充当したかというのを県議会議員に配ることになったんです。ひょっとしたら知らないのではないかと。事前委員会の時も言ったけれど、何で配るようになったのかはあの文化の問題があったじゃないですか。文化の問題があって僕が去年の11月30日に質問をして、要するに東京オリ・パラ基金に代えて、全部予算の時に分かるようにしてくださいと。オリ・パラはいいです。でもね、県土整備部も農林水産部も基金をどこにどう使ったかというのを、明確に我々に今年度から知らされているんです。何が言いたいかといったら、それは本当に部長や課長が何をやりたいのか、知事の政治姿勢というのがよく分かる。さっきの使い方はおかしいけれどね。ずっと言っているんだけど、もう一回言うけれど、命を守るための大規模災害基金は1,100万円ね。だけど3億500万円しか取り崩してないんですよ、今年は。前も言ったけれど、これは少ないよ。このお金は47億円から48億円あるんですよ。だから足したらいいでしょ。だから僕は簡単だなと思ったんです。二十一世紀創造基金は、95億円取っているんですよ。95億円を二十一世紀創造基金で取って、基金充当をして事業を結構やっているんですよ。345億円しているんだけど、だからこれは半分以上残ってますからね。それでできるなど僕は言っているんだけどね。もうそろそろ部長、まとめて答弁をしてくれますか、今いろいろと言ったことを。道路の答弁だけしてくれますか、それはもう課長でいいから。潜水橋がかなり川の流れを阻害をしてますよね。飯谷の橋は、事故が多いですよ、あれは徳島市が抜水橋にすると。ただ、飯谷の人がきてこう言われました。徳島上那賀線と新浜勝浦線は両方県道だよなど。ここに架かっているのは飯谷の橋だから、県がするんだろうと飯谷の人がよく来るんです。そうじゃなくて市がするんですが、みんなそう思うんです。潜水橋が六つあったら大変なんですよ。これはもう一般論でいいから。僕は潜水橋というのは橋ではないと思っているから。これはどうするんですかと。もう一般論でいいからお願いします。課長が先に。

赤堀河川整備課長

岡本委員から潜水橋についての御質問を頂きました。潜水橋とは、平常時に水が流れている所だけに橋を架設いたしまして、低い水位の状態では橋として使えるものの、増水時には水面下に沈んでしまう橋梁りょうでございます。ただこの橋は、高水敷と同じ高さといった低い位置に架設するものでございますので、橋の長さを短くすることができまして、経済的で速やかに設置することが可能であるために、生活道路の確保を目的に過去においては多くの箇所箇所で設置されたものと考えてございます。またこの橋は、高欄を設置しない構造とするといった河川の流水に配慮したものという形になってございます。勝浦川に架かる6橋の潜水橋はいずれも市町が管理する道路でございます。橋長が長い抜水橋への改築というのは多額の改修費用が必要なことから、道路管理者の判断としてやむを得ず残して

いるものと認識しております。今後、市町において抜水橋を改修する計画がある場合には、洪水を安全に流す構造となるように適切に協議をしてまいりたいと考えてございます。

岡本委員

6橋のうち、今あるのは二つです。星谷橋と飯谷橋は市町がしたいと言っているんです。ただ、潜水橋というのは僕は橋でないと言ったでしょう。どうにかしてやらないと、正に防災対策上最も危ない。ついでに言うておくけれど、その六つの内の一番下の橋、今日見たらもう1メートルなかった。それでも止めていなかった、両方とも。管理はうちではありませんと言ったら、これはそれで終わりなんですよね。そういう状況でした。言いたいの、川の流れはちゃんとしないといけないし、潜水橋で止まっているのだけど、どうもその潜水橋で亡くなる人が多いので、気分的に県土整備部としては潜水橋というのは、将来的には抜水橋にしていかざるを得ないよなと僕は勝手に思っているんだけど、そういう感覚でいいんですよね。これは部長だな。

瀬尾政策監補兼県土整備部長

潜水橋についての岡本委員からの御質問でございます。まず先ほども河川整備課長が言いましたように、潜水橋というのは低い所に架かっております。当然、水が流れる中にありますので、その名のおり潜水しますので、増水した時には水の流れを阻害するものとなっております。これは今までもあったことですが、吉野川にあった潜水橋が壊れたりとかいうことでありました。ただ、勝浦川もそうですし、吉野川でもそうですし、歴史的な経緯から潜水橋が存在して、県民の皆さんが利用されていたというようなことがあって、河川管理者としてはなくしてほしいというのが洪水の安全な流下のためには、それが河川構造令からも正しいことでもあります。ただし、そうは言いながらも、今の歴史的、地理的な経緯から撤去をしてくださいとかいうことは、なかなか言いづらいというようなことがあって、今現在も現存しているということが事実状態でございます。基本的な治水の問題からすれば、そういう部分はないほうが良いというのは河川管理者としては当然のことです。道路管理者としては、河川管理者の意を受けまして、あるいは構造令のそういう治水の問題には危険というのは分かっておりますので、当然、改築する時にはちゃんとした抜水橋にすると。これはこういう決まりになっておりまして、現在もそうっております。ただ、そのやむを得ない理由によりまして、なかなかまだ橋梁の架け替えに至っていない。これは事業費の面、それから必要性の面等々があると思われま。現在、通られております、先ほどの県道と県道をつなぐ飯谷橋は、確かに市道なんですけれども、交通量がどれだけかは把握しておりませんが、地域の方々にとって必要な橋ということで、今も存在していると。昔確かに事故があったというのも承知しております。2名の方が亡くなったんですかね。そういうものも承知しているところではございますけれども、道路も県、市、国といろいろありますので、必要性それから重要性等々で架け替える時には、河川構造令にのっとって架け替えていただきたいと。これは県としてのスタンスでございます。

岡本委員

ありがとうございました。もう終わりますが、飯谷の橋の所は少なくとも7時から9時の間と4時半から5時半までは、ここの倍ぐらいです。ここの倍以上の日亜化学工業の人が半分以上通りますからね。一番迷惑しているのが勝浦の人です。そういう状況でそれはそれでいい。そんな中で、たまたま教育委員会がいるからあえて言うんだけど、さっき橋梁^{りょう}の修繕と言ってましたよね。潜水橋はまずそんなのはしないわね。学校だって耐震化はしないよね。存続しない所は。そうなんです。あえて勝浦高校は耐震化を先にしてもらったんよ。そうになっているんですよ。よく似ていますからね、学校のあれと。何が言いたいかという、そこが一番危ないんですよ。耐震化もしない、もう放っておく。それで上から材木が流れてきたら潜水橋がポーンと飛んだら見事に堰^{せき}きますからね。それが防災上、一番いけないなと思っていますので。さっきの部長の答弁で趣旨はよく分かっていますので。多分、飯谷の橋と星谷の橋は、近々陳情に来ると思いますのでよろしく願います。

岩丸委員

私からも、各委員さんからもいろいろ話が出ました。大阪府北部を震源とする地震に関連にして、危険なブロック塀のことが出ました。何回か私の名前も出たようなんですが、県土整備委員会でも申し上げましたとおり、早急な対応が必要ではないかなど。これはもう常に感じております。今は予算的にも大変厳しいということではありますが、そういったお金、補助制度の拡充というものも県土整備委員会でも訴えましたが、是非、必要な対策をしっかりと取り組んでいただきたいし、これも早急に取り組んでいただきたいということを御要望させていただきます。それと、今回の補正でも出ておりましたが、消防団のことで少しお伺いをいたします。消防団と言うと、どうしてもイメージが火災というイメージになろうかと思うんですが、この頃のことには災害、いわゆる地震であったりとか台風等の災害の発生の時の、特に初期対応は非常に重要であるのが消防団というふうに思っておるところでございまして、今議会にも提出されている補正予算に、女性消防吏員の確保であったり、また地域を守る消防団加入促進事業というのがございます。当然のことながら、将来にわたってこの消防団が継続されていかなければなりませんし、若い人が消防団に加入して地域を自らの手で守る。これが一番確かに重要とは思っております。そういった中で、ちょうど一番直近にあります、私の一番の地元の消防団のことをさっきも思い巡らしておったんですが、大体私の所の消防団は定員と言って定員ではないと思うんですが、12名と聞いておるんですが、現在、確か11名のはずなんです。その中で年齢的に言いますと、一番若い人が最近入った子で30歳ぐらいの子がおるんですが、次と言うともう38歳ぐらいになって、一番年上が65歳だったと思います。そんなことで、私の地元で今高校生が何人おるかな、大学生は何人おるかなとなるともうほとんどいないというような状況でございまして、そういう意味では非常に将来どうなるのかなという思いがしているわけなんです。そんな時に一番最初に申し上げたとおり、初期対応というのが非常に重要だということで、先ほど言った11人の中で、もし火災が起こったら、そらとといった時に間に合うのは3人です。あとは皆、徳島市内とかに働きに出て行っています。そんな時にこれはどうにかうまい具合に使えないものかなというの、例えば、我々みたいな60歳から70歳、今だったら75歳ぐらいまでいけるのではないかなと思うんですが、そういうOBの団員の活

用はどうにかできないのかなと思っています。ちょうど我々ぐらい、私も実は消防団を25年務めまして、もう辞めて大方15年になるんですが、団員でいた時にいわゆる地域のメンバーと月2回試運転があって、出動というのは年に一遍あるかないかぐらいなんですけれども、そんな中でよく話をしていたので思っていたんですが、非常に意識が高いわけです。地域は我々が守るんだという意識。そういう今の若い子とあんまり話をしたことがないのであれなんです、この65歳、70歳ぐらいの人というのは、意識がすごいある。まずそれがあるというのと。気力、体力がまだまだ十分あると。若い衆より元気かも分からない。それと地域をよく知っているわけです。地理もよく知っているし、あそこには誰がおるとかどこに住んでいるとか、隣の在所で何かあった時に隣の在所に行く道まで皆知っている。あんな人を使わない手はないんじゃないかなと思うんですが、多分こういうことを考えて今やっている地域もあるのではないかなと思うんですが、いろいろな制約があるだろうと思います。そういう人がいて、本当に何かの活動をしていた時にけがをしたらどうするんだとかね。そんなのがあると思うんでね。本来だったら、それだったらまた団員に復帰したらいいんでないかとか思うんですが、例えば、消防団に定年はなかったと思うんですけれども、そういった面でOB団員を活用しているような事例があったりとか、その時のOBの人の身分と言うか、例えば、保険とかいろいろなことがあろうかとは思いますが、そういう事例あれば少しお話しいただけたらと思います。

佐藤消防保安課長

ただいま、岩丸委員から消防団のOBの活用をしている県内での事例、また、そういった団員の身分はどうなっているかという御質問です。まず県内での消防団OBですが、一応、機能別消防団員という形でございます、最前線へ行って火災に当たる、たちまち直ぐに行くというわけではないんですけれど、そういったものを後方から支援したりといった活動をするということで、登録している自治体が三好市と吉野川市の美郷地区で、そういった団員が機能別消防団員として登録されております。三好市は85人、吉野川市は9人が登録されておまして、飽くまで機能別消防団員と申しましても消防団員でございますので、一応、身分的にも非常勤特別職として規定されておまして、条例の範囲内ということでもございますし、そのため基本団員同様、公務災害の対象にもなっているところでございます。

岩丸委員

そういう例があって、美郷とか三好市ということなので、美郷と言ったらもろに私の地元とよく似ているなと思うんですが、本当に是非やってほしいなと。さっき私の所で3人もしかしたら4人ぐらいが、そらって言った時に間に合うと言いながら、OBで今家で畑をしたりしている人間をパッパッと数えただけで5人ぐらいはいるわけなんです。そういう人間もつい最近、3月、4月ぐらいに2件、3件連続して小さい火事があったんですが、その時に行ったら団員より先にOBの人がいて構えている。ポンプを積んでやるぞと言って手伝う。ああいう人をもっと使ったら、もっと素早くいろいろなことができるのではないのかなということ非常に思っていますので、是非、そういう良い事例があったら、市町村にも広めていっていただきたいし、ちゃんとした身分保障もして対応したら、まだま

だやるぞという人はおるんでないかと思うので、当然のことながら、若手の育成というのは一番重要だとは思いますが、そらと言った時に間に合う団員。これも是非、活用していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

佐藤消防保安課長

ただいま、委員から今後消防団のOBの活用をどう取り組むのかという御質問ですが、委員お話しのとおり、確かに人口減少や少子高齢化、またサラリーマン化によりまして消防団員は減少傾向でございます。そういう意味で、先ほど申しました三好市や吉野川市の美郷地区のもっと具体的な取組でありますとか、市町村での取組の仕方をしっかりと県でも情報収集しまして、他の同様の課題を抱えている同じような市町村に対してもしっかりと働き掛けて、こうした取組が全県に広がってまいりますように支援してまいりたいとこのように思っております。

岩丸委員

是非、よろしく願いいたします。終わります。

島田委員長

他に質疑はございませんか。

(「なし。」という者あり。)

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第19号の3、ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育についてを審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

美馬教育長

請願第19号の3、ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育について、①、巨大地震による津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保をすることにつきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒が主体的に判断し、行動する態度を育成する防災教育の推進や、津波に対して安全な避難場所の確保は大変重要であると考えております。県教育委員会では、学校防災管理マニュアルにおいて、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針を示して、避難・防災体制の構築を促し、教職員研修を通して災害対応能力の向上を図っております。各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき学校防災計画を策定し、その中で各地域や学校の実情に応じて地震津波からの避難経路や避難場所を設定しております。避難場所につきましては、児童生徒がより安全に避難するための第一次避難場所、第二次避難場所を設定し、それを踏まえての実戦的な避難訓練等を繰り返し、年度ごとに学校防災計画の見直しや改善を重ねております。今後とも、南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒の安全確保のための事前の危機管理に努めてまいります。

島田委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、請願第19号の3、ひとりひとりを大切にすゆきとどいた教育につきましては、継続審査及び採択とすべきとの御意見が分かれたので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

(賛成者多数)

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第19号の3

島田委員長

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、8月20日月曜日から8月22日水曜日までの三日間の日程で、防災対策に関する先進的な取組等を調査するため、福岡県、沖縄県の関係施設等を視察したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、本日出席の優秀な理事者が、本日7月2日をもって退職ということでございます。一言御あいさつを頂きたいと思っております。

島田とくしまゼロ作戦課長

このような場を設けていただきましてありがとうございます。この度、御縁がありまして、本日県職員を退職いたしまして、明日から海陽町に赴任することとなりました。御案内のとおり、海陽町は切迫する南海トラフ地震対策、冒頭に瀬尾政策監補がお話しになりましたけれども、命の道である海部道路の都市計画決定、そして平成32年度にはDMV、平成35年度には穴喰地区の防災計画と非常に重要な時期でございます。私は阿南市出身ですけれども、第二のふるさとを作る思いで、災害に強い、そして未来に希望が持てるまちづくりを町長と一緒に進めていきたいと、そして地域課題に取り組みたいと考えております。島田委員長、西沢副委員長をはじめといたしまして、防災対策特別委員会の皆様のこれまで以上の厳しい御指導と、温かい御支援を賜りますことをお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

西沢副委員長

ちょっと一言。私の地元に来るようなので、私の生まれ故郷の海陽町に来るみたいなので。副町長ですかね。私は思うんですが、今非常に一番大事な防災の時期になって、島田課長、坂東課長コンビは最強のコンビだったなと本当につくづくそう思います。先ほど、

本当の話で花を今日渡そうかと言っていたのですが、何と答えたか。委員会で言わないのが一番の花ですよ。そのために言わなかったのではないんですよ。私のいろいろな思いがあつての話です。それは間違わないでください。でも、一番はなむけにはなっているかと思えますけれども。先ほども言いましたが、これから海陽町の副町長ということで、海陽町の町長が非常に防災に、特に危機感を感じています。その中で、一生懸命これから頑張ろうということで、私も話をする中で意見が合っています。その中に彼がきていただけますので、今度は町長と副町長で最強のコンビで、私も加えていただいてこれからまた頑張っていきたい。よろしくお願ひいたします。

島田委員長

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(14時40分)